

令和4年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和4年3月14日(月曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 13時57分

議事日程

開会 令和4年3月14日(水) 午前9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之

4番 西村容子

5番 松田 穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若 憲 2

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田 憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野 貴夫

教育長 能野 祐司

まちづくり推進課長 藤村 憲司

健康福祉課長 羽鳥 純香

戸籍税務課長 工藤 茂篤

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋 仁志

教育委員会事務局長 藤田 康志

会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐村 秀典

宇田郷支所長 水津 繁斉

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 俣野有紀

議会書記 矢次信夫

開会 午前9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。1同礼。おはようございます。ご着席下さい。

○議長 ただ今の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程についてはお手元に配布されており一般質問を行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定において、議長において、4番、西村容子君、5番、松田 穰君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長 日程第2、一般質問を行います。一般質問の通告者が5人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、7番、市原 旭君、ご登壇下さい。

○市原議員 改めまして、おはようございます。7番、市原旭でございます。通告しております、まず、マイナンバーカードの普及について伺います。

2016年にマイナンバーカード制度が始まり、政府はマイナンバーカードの普及に力を注いでおります。現在、コマーシャルやポイント付与が後押しとなつて、全国で40%近い普及率と聞いています。阿武町でも積極的に普及推進していますが、町内の普及率や、今後このサービスがどのような展開を見せて行くのか、今更といった感じは否めませんが、何故登録すべきなのか町長に伺います。

実際、私もマイナンバーカードを申請し持っています。ですが、運転免許証を所持しており、自分の証明書として使えているからかも知れませんが、これといって持っていないと困るモノでもないというのが素直な感想でした。

さて、私は青色申告をしています。前の年から e-tax で WEB 申請を行っています。その際にマイナンバーカードが必要でした。話は数ヶ月程前の福賀診療所で受診した際の事です。マイナンバーカードと保険証を紐付けする装置が設置されているのに気づき、物珍しさもあり、早速体験しました。手続きは、画面に表示される質問に答えるだけでした。最後の方で暗証番号を入力する事になり、肝心の暗証番号をど忘れし困っていたところ、顔認証も可能との事、画面に顔を近づけると本人確認が出来ました。登録に掛かったトータル時間、僅か1分未満でありました。家に帰って最先端の技術に触れた事を少々、恥ずかしい話ではありますが、家族との夕食でプチ自慢しました。

その後の出来事ですが、先にも触れましたが、今年になって青色申告時に医療費控除の申請書を作成しようとしたファイルを見たときの事です。2ヶ月毎に通知される医療費のまとめ明細書に、肝心の年末分が間に合っていない事に気づきました。手元に領収書は在りましたので、事なきを得ましたが、もし無かったらと不安に感じたものです。

その時にこのマイナンバーカードの事を思い出しました。WEB 検索するとマイナポータルと言うサイトに行き着き、アクセスすると福賀診療所の受診内容が表示されました。又、福賀診療所で特定健診も受けていたので、その内容も確認出来ました。更に言うと、コロナワクチンの接種証明アプリもマイナンバーカードがあったお陰で確認出来ました。紐付けされるという便利さを実感しました。

以前「消えた年金問題」と呼ばれ、ずさんな年金管理が問題視されました。この時の問題点として、紙データの限界、国民1人1人を特定出来るID番号が無かった事が指摘されています。

これまでも、住民基本台帳(住基ネット)といった制度もありましたが、普及には遠く及ばなかったと認識しています。では今回のマイナンバーカードの制度とは、何処が違うのでしょうか。「国民総背番号制」とも呼ばれ「家畜のように個体番号付けるなんて」と批判的な考えを持つ方もいます。又、プライバシー保護といった面でも不安を訴える方もおられます。国の制度であり、町議会できちんとやかく言うべき案件では無い事は重々理解しております。又、私も表計算ソ

フトでデータベースを作成する際には、ID に当たるモノを入力しますから必要性は解っています。そういった経験の無い人にはご理解が難しいかも知れません。マイナンバーカードの登録者が増え、その事によって阿武町に何か得るものがあるのか、町長の見解を求めます。

○議長 ただ今の7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長(花田憲彦) 市原議員のご質問にお答えする前に、6日そして土曜日12日と、ABU キャンプフィールドのオープニングのレセプション、及びセレモニーには議員各位におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

この事業も、足掛け3年掛けて町の縁側事業として、取り組ん出来たわけがありますが、目の先のハードにつきましては、この土曜日をもって概ね完了したということではありますが、これからが本当の正念場という風に私は考えております。色々出来たものに魂を入れるのは、今からの体験型コンテンツを通じて、地域の皆さんに人と物とお金がまわっていく仕組みをしっかりとつくっていく、このことが正に魂を入れることに繋がるということでもありますから、今から特に令和4年度以降、しっかりとこれにつきまして、力を注いで3りたいと思っているところであります。

それでは、阿武町における「マイナンバーカードの普及について」のご質問であります。

まず、この制度の前提となる「マイナンバー制度」について簡単に触れておきたいと思いますが、マイナンバーは、法律上は「個人番号」、マイナンバーカードは「個人番号カード」となっておりますけども。平成25年5月に、「マイナンバー制度」を定めた法律「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)」が成立し、公布されました。そして、この法律において、「マイナンバー」や「マイナンバーカード」が定められ、あわせて、それらを取りまく「個人情報保護」に関する事項も定められたところであります。又、同法第3条第2項には、基本理念として、「マイナンバーの施策においては、個人情報の保護に十分に配慮し、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進と、国民の利便性の向上に資する分野における可能性を考慮して行なう」とされているものであります。そしてこの法律は、平成27年10月に施行され、社会保障・税番号制度(いわゆる「マイナンバー制度」)がスタートしたところであります。

又、これを受けて、国の機関から、住民の皆様方に対して、マイナンバーの「通知カード」と「マイナンバーカード交付申請書」が郵送されまして、翌、平成28年1月からは、マイナンバーカードの希望者には交付が開始された所であります。こうした中「マイナンバーカード」の普及等について、なぜ登録すべきなのか、それによって得るものは何かというご主旨のご質問であります。ここで先ず「マイナンバーカード」の機能や仕組み、或いはその普及について、若干触れておきたいと思えます。

「マイナンバーカード」の機能は大きく3つあります。まず1つ目は、表面において、「顔写真付きの身分証明書機能」があるということです。2つ目は裏面ですが、マイナンバーの番号が印刷してあるということで、これは、番号を確認する場合に必要となるものであります。そして、3つ目が裏面の「ICチップ」であります。この中に、公的個人認証と呼ばれる、カード毎に1枚1枚異なる「電子証明書」が内蔵されており、インターネットで情報をやりとりする際に、その確実性や安全性を保つために利用されるものであります。そして、マイナンバーカードの最大の特徴は、この「電子証明書」の中にある、従来型の住民基本台帳カードにあったものと同じ電子証明書に加えて、新たに「利用者証明用電子証明書」と呼ばれる電子証明が加えられている点であります。そして、これによって、インターネットにアクセスした場合、相手方に対して、こちらの本人確認が出来るものとなり、この点において、マイナンバーカードの利用範囲が広がって、各種情報を入手出来るなど、利用拡大に繋がる最大の特徴であります。このことは、住民基本台帳ネットワークの閉じた中で、ほぼ住民票に関する用途のみでしか利用出来なかった住民基本台帳カードとは、全く異なるものであります。今回、市原議員が体験された、福賀診療所での窓口での顔認証、確定申告で利用出来る医療受診情報、コロナワクチンの接種証明の確認など、何れも、この新たな「電子証明書」や、新たな「公的個人認証機能」によるものであります。国においては、昨年9月1日に「デジタル庁」が創設され、社会のデジタル化の加速、又、マイナンバーカード活用の仕組みづくりを急ぐとされた所であります。現在、マイナンバーカードで利用出来るサービスは、健康保険証としての利用がありますが、令和3年10月から始まっておりますが、令和3年9月分以降の受診した医療機関や、薬局で支払った金額などがスマートフォン等で確認出来ますし、これらの情報は、今後、確定申告における医療費控除の手続きにも、活用可能となるものであります。

す。こうした中、これからのマイナンバーカードの利用の展開についてであります。令和3年12月に、デジタル庁による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されまして、この計画によりますと、令和4年度末までに、マイナンバーカードを、ほぼ全国民に行き渡せることを目指すとされております。又、関連施策として、「マイナンバーカードの電子証明書機能のスマートフォンへの搭載」が、これが令和4年度中からと言われておりますが、又、「マイナンバーカードと運転免許証との1体化」が、令和6年度末からとされておりますけれども、更に、これ以外にも、各行政手続のオンライン化など多くの施策が想定されておまして、今後、飛躍的なマイナンバーカード利用環境の変化が予測されるところであります。最後に、本町での取り組みと、マイナンバーカードの普及率でありますけれども、現在、本町では、平日、本庁と両支所の窓口で「マイナンバーカード」の申請書の作成から、顔写真の撮影、そして発送までの全てをサポートするいわゆる「サポート申請」を実施中であります。加えて、昨年10月には、土日の2日間「休日申請受付」を行いました。その間78の方が申請されたところであります。又、1層の普及のため、この3月19日(土)にも、本庁において、第2弾の休日窓口を開設いたすこととしており、未申請の方には、是非申請にお越し願えればと思っております。こうした中、マイナンバーカードの普及率であります。国においては、「交付枚数率」と言っておりますが、令和4年2月1日現在、全国自治体の平均値が38.2%で、阿武町は、36.9%となっており、本町は、全国自治体の平均値より、1.3ポイント低い状況にあります。ただ、ここ1年の普及率につきましては、全国が1.6倍に対し、本町は2.2倍となっておりまして、この事は、住民の皆様への取得に対するご理解と共に、一方で、本庁及び支所における体制の整備や、「休日申請受付」等を行った成果であると思っております。何れにいたしましても、今後も町民のご理解を得ながら、積極的にマイナンバーカードの取得推進に努めたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 冒頭申しましたように、マイナンバーカードの普及には、マイナポイントと呼ばれるポイントの付与が後押しとなっているようにもうかがえま

す。ポイントとなっているところが正にポイントで重要な点で、世の中に様々にある決裁サービスのポイントとして利用出来る制度だそうです。私も挑戦してみましたが、正直よく分からなくて、途中で投げ出してしまいました。せつかくいただけるポイントです。今後住民にわかりやすく説明される予定はないか、伺います。

○議長 町長。

○町長 私もマイナンバーカードを取得して、実はマイナポイントを頂きまして、どうした訳か使わせて頂きました。有効に。詳しいところは担当課の方からご説明させていただきます。

○議長 戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(工藤茂篤) マイナンバーの普及については、マイナポイント、要するに普及施策でございますけど、わかりにくいというお話でございましたが、理解が難しいところもあるんですけど、いわゆる民間の決裁事業に結びついてポイントが付与されるという仕組みなんですけど、基本的に役場の窓口を起こしただけであれば、細かい説明をいたしますし、手続きもご案内させていただきますので、そういったことがありましたら、是非、戸籍税務課へまずお問い合わせいただけたらと思います。

制度的に分かりにくいところがあるんですけど、要するに業者と国がタイアップしての消費施策で、消費をすればポイントがつくという仕組みです。その辺は、自分がどのサービスを持っているかによって、どれを選択するかによっても変わってきますので、説明させていただければと思います。

○議長 7番、再再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 これまでも、広報あぶ等でその都度詳しく説明もされております。マイナポイントについては、又何れどこかど触れていただければなという風に思います。支所で写真撮影や申請補助など、お手伝いを見ました、大変ご苦勞なことであり、感謝しているところであります。今回、質問したことで、僅かながらでも更に周知が広がって、後押しになるのではないかなという風な思いを持ちながら質問させていただきました。以上でこの質問を終わります。

○議長 それでは、7番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○市原議員 続きまして2項目目、新しいネット環境に臨んでということで、

その関連について伺います。

令和4年度当初予算にもデジタル化の推進が計画されています。いよいよ待ちに待ったインターネットの高速化が動き出しました。私は阿武町民の中でこの環境を誰よりも望んでおられたのは、花田町長ではないかと勝手に思っております。実際に高速大容量の環境をどう町政に活かそうとされているのか、町長に関連施策、併せて SNS、町のホームページ等について伺いたいと思います。

まずは、高齢者対策としてのネットの利用について伺います。

町長は、これまでも広報誌で「光ファイバーの効用」と題されて2回コラムを寄稿されています。その中で「ひとり暮らしのおばあちゃんの家と役場の保健師の遠隔健康管理構想」を提案されていました。私も以前、高齢者の安否確認をネット環境で行う旨の提案をしています。そう言った意味でも大変興味深く、早期実現を求めてやみません。その後も研究、検討されておられると思います。町長に進捗状況を伺います。

次に、稼げるまちづくり、企業誘致について伺います。

令和4年度の企業誘致の推進が予算化されています。現在は、高速大容量のネットワーク環境がある事が、当然ことのように言われていて、阿武町の大きな欠点でした。ようやく環境が整いました。企業誘致に対する大きな後押しになるのではないのでしょうか。町長のご意見を伺います。

さて、稼げるまちづくりの本丸である「まちの縁側事業」ABU キャンプフィールドがいよいよ稼働となりました。先般、予約サイトを覗いたら予約でびっしりでした。4月末まで残り僅かやキャンセル待ちと言った状況であり、大盛況と言った状況です。今後、ABU キャンプフィールドが管理する SNS の影響により、阿武町の魅力がこれまで以上に発信される事を切に願っているところであります。又、キャンプ場利用者の UP される数々の発信で、阿武町の風光明媚な風景や花々、人々の笑顔が世界に発信される事と思います。又これらが口コミとなり、仲間が増えて行く事と今から期待しかありません。町長のご見解を求めます。

次に SNS 発信担当者について伺います。

キャンプフィールドなどの SNS を通じて、この地を知り、多くの人々が阿武町を訪れて、地域とふれあい人々と出会い、阿武町に親しみを感じ「ファン」になり、リピーターとなり、何れは住民になって貰えればと夢は広がります。そこまで行かずとも、せめて第2のふるさとと感じてもらい「ただいま」と里帰り

の気分で何度も立ち寄ってもらいたいと思います。それには、阿武町の事を知って貰う事が何よりも大切です。上辺の静かさとか、自然の豊かさだけを求められ、そんな感覚だけで移住されると、後になって問題が発生する事になります。その地には、その自然を活かして、その自然と共に人が生きている事を重々承知して移住を決めて頂きたいと強く思います。そう言った事を発信出来るのが SNS であります。今後も、益々活用すべきだと感じます。

私が管理人を務めているフェイスブックのフォロワーの中には、遠くにいながらも、地元民よりも状況把握をされている方もおられました。遠くに暮らしていても「ただいま」と帰ってきたくなる SNS であるべきだと考えます。

各学校の行事、地域のイベント、季節の風景、災害や天候に関する事まで、こまめに発信すべきだと思います。又そうするためには、もっとこまめな発信をする事が大切です。日々の業務として複数の発信担当を設けるのも1考だと思います。町長のご見解を求めます。

続きまして、町ホームページの更新について伺います。

阿武町のホームページで、過去の広報等を見ていましたら、2007年、2017年に大幅にリニューアルした旨が記載されていました。今のフォーマットになってからは5年です。WEBの世界はまさに日進月歩であります。世間一般には日々新しい仕組みが取り入れられ、WEBページが開く速度が早く、軽くなって来ています。そこで、今回のネット環境の変化をきっかけにホームページをリニューアルされるおつもりはないか伺います。キャンプフィールド開業といったきっかけで、外部から閲覧される方も増えると思われれます。阿武町のホームページは、更に注目されてくると感じます。自治体のサイトの在り方として大きく2つ使命があると思います。1つは、「外部への発信、まちのPR」そしてもう1つは「住民や利用者への連絡、利便的ツール」と言った役割であります。

現在のホームページを利用して感じるのは、5年前のベースに付け加えていったと言う「建増し感」です。逆に当時からあるもので、今は使っていないであろうボタンやサイトも見られますし、リンク切れもあります。そう言った意味からも見直しの時期ではないでしょうか。

例えば、地区外の方が阿武町で暮らそう(移住しよう)と検討するため、「まちで暮らす」のボタンを押したとします。その方が「就職先を探そう」と思われて「仕事」を選択しボタンを押します。すると「中小企業勤労者共済制度」に導かれてしまいます。よく見れば「まちで暮らす町内のみなさまへ」と注釈は

ありますが、「これで良いのか」と私には疑問が残ります。5年の間に誰からも疑問がないのであればこれで良いのかも知れません。しかしながら、阿武町はこれまで移住定住についても検討してきました。そう考えるのであれば、移住を考えている人向けに「移住を促すページ作り」も時代の変化と共に必要だと思います。移住定住については、先程も触れたように、又、これまでの経験、体験からも複雑な危険性も孕んでいる事は重々承知ですが、それ故に丁寧に案内する必要性があると思います。

次に、トップページ「選ばれる町をつくる」と表示された長く変わらない3枚の写真。今でも最初に見た時と同じように好感は持っていますが、阿武町は4季折々の風景があります。そこは、最大限PRしたい部分でもあります。日本で最も美しい村連合に加盟もしました。せめて4季に応じて「町民の暮らし」をUPし、3ヶ月を目安に更新されたらどうでしょうか。

次に、町民の側で残念に感じる事としては、「暮らしに役立つ補助金制度或いは支援事業」がまとめてないため見つけにくい点です。行政は、よく申請主義と言われます。折角の制度、事業があるのに周知が不足なために利用されなかった制度があるのではないのでしょうか。インターネットの素晴らしい点は、検索機能であります。

「阿武町薪ストーブ等購入補助金」「有害鳥獣対策事業補助」「家庭用飲用井戸等整備事業」など、検索して見ました。残念ながらヒットしません。町のホームページ内にあるサイト内の検索をしても同じくダメでした。ただ、広報誌にはちゃんと記載があります。確かに役場に問い合わせれば教えていただけでしょう。広報誌は、ある意味1過性のモノです。毎号ファイルされておられるご家庭もあるでしょうが、それらを読み直すのは、大変な時間と労力がかかります。検索で見つけやすい工夫をされたり、ホームページに町民に向けた現在進行中の補助金事業関連情報をまとめて置けば良いと思います。実際、毎月の行事・スケジュールなど1部の情報は、切り取ってUPされています。手間ではありますが無理ではないと思います。是非ご健闘願いたいと思います。

ホームページに関する提案は、他にも文字だらけのページの事や、文字の濃さ、大きさ、配色など5年前から更新されていないであろう点など、言いたい事はたくさんありますが、細々とした部分ここでは馴染まない提案なので控えますが、広報誌が写真やイラストを使って丁寧な説明がされているだけに、そんな優しさ、親しみやすさを感じるサイト作りを求めます。最近、ユーチュ

ープの取組をはじめ、新着情報のページはこまめに更新されているだけに残念に感じ、リニューアルも1案として再構築を提案します。町長の見解を求めます。

次に光回線への移行手続きについて伺います。

既に光回線への移行を済まされた方もおられると思います。私事ですが、最近スマホメールにも光回線移行に関するPRメールが多く来るようになりました。町では、これまでに広報誌で回線の仕組みについて説明はされていますが、実際分かりにくい点が多くあります。一般の方に「プロバイダー」と「回線業者」の違いは判らないと思いますし、その選択によっては、実質的な通信速度に影響がある事や、トラブル発生時の対応にも差があると聞いています。正直、私も悩みながら選択しましたけれども、広報誌には「NTT西日本、又はまちづくり推進課までお問い合わせ下さい。」とありましたが、担当課では何らかの資料があり、質問に対応出来るのでしょうか。

又、大手プロバイダーであれば問題は少ないと思いますが、この世界にも悪質業者が存在するようで、詐欺まがいの「電話・訪問・チラシ」の3パターンの勧誘手口があるようであります。このような事も周知もされるべきだと考えますが、町長のご所見を求めます。

以上、5項目について伺います。

○議長 ただ今の7番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「新しいネット環境に望んで」についてお答えいたします。

光ファイバーの整備につきましては、広報あぶ1月号でもお知らせいたしましたとおり、NTT西日本山口支店を事業主体として、国の「高度無線環境整備推進事業補助金」それと「地方創生臨時交付金」、そしてこの補助裏として「過疎対策事業債」を活用して、総事業費4億4,200万円で、町内全域を対象に、最寄りの電柱まで光ファイバーの回線の整備を完了いたしましたところであり、これによって、町内全域がフレッツ光の1ギガのエリアとなったところでありまして、町といたしましても今後、様々な活用を図って行きたいと思っています。そこで、先ず1点目の、「高齢者対策としてのネット利用について」であります。私も以前、広報誌の「町長コラム」に書かせていただいたとおり、通信の高速化のメリットを享受するのは、日常的にネットを利用する若い人たちだけではなくて、全ての世代に恩恵がもたらされて、特に高齢者の暮らしの安

全・安心には、双方向の見守りサービスなどの活用を含めて、大きな可能性があると思っております。

スマホやタブレットを使った見守りサービスやアプリは、既に様々あるようでもありますけども、広報で私が例に上げた様に、使い慣れたテレビ画面などで、フェイス・ツー・フェイスで、顔を見ながら、保健師などが健康管理等を行うなど、色々考えられる訳ではありますが、町としては、既に庁内で、役場の中で検討チームをつくっております、施策を色々検討中でありまして、既に事業者からの提案の受付や、プレゼンも受けているところでありまして、費用も相当かかる訳ではありますが、今後、汎用性や費用対効果も見極めながら、折角大きなお金を掛けて光ファイバーを整備した訳でありますので、なるべく早い時期での有効活用を図ってまいりたいと思っております。

次に2点目の「稼げるまちづくり、企業誘致について」であります、新年度予算に計上しております、町内の空き家を活用した「サテライトオフィス」の整備、これを計画しております。若干話はそれですけども、新型コロナがまん延したこの2年、人の働き方や暮らし方、考え方は大きく変わってきました。私もこの2年間、東京出張や県庁などに出かけて、顔を合わせての諸々の会議が大幅に少なくなつて、代わりに「ZOOM」などを活用したリモート会議が多くなり、移動の時間も節約出来、想像以上に便利で快適で、リアルに顔を合わすことは勿論大切ですが、リモートでも十分公務は果たせると、実際感じているところであります。

そして、これを企業誘致の視点で見ますと、阿武町にフレッツ光の1ギガの環境が整った事は、進出したい企業や起業家に対して、大きなアピールであり、スピード感の「響き」も重要でありまして、そここのところはやはり、グローバルな選択をして良かったなと言う風に今思っているところであります。

こうした中で、本町においては、今後、企業誘致或いは、小規模なサテライトオフィスの誘致にもしっかりと取り組んで行きたいと思っております、そういった意味もありまして、新年度の関連予算も増額させていただいたところでもあります。

更に、ABU キャンプフィールドにおいて、集落支援員や地域おこし協力隊の若いスタッフが、高速・大容量の光回線の特徴をしっかりと活用して、インスタグラムやフェイスブック等で、タイムリーに伝えたい相手に届く、響く情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

又、市原議員がおっしゃるとおり、今後は、こちらからの発信だけではなく、キャンプフィールドやカフェを訪れたお客さん自らが発信する SNS も強力な力となるという風に思っております。

この度3月6日、3月12日おきましては、オープニングレセプション、そしてセレモニー、市原議員にもご参加頂きましたが、その日の午後にはメディア向けの説明会も開催したところではありますが、その後の報道等により、キャンプフィールドを中心に「阿武町の魅力」は、各メディアで大きく発信され、町内外から大きな反響があつて、改めてこうしたメディアパワーに驚くとともに、そうしたことを通じて阿武町にスポットが当たり、阿武町が目指す「選ばれる町」になって行くことを願っているところであります。

3点目の「SNS 発信担当者について」であります。情報発信は、これまで基本的にはまちづくり推進課が一元化しているところでありますが、ご指摘のように、今後きめ細かく、タイムリーな情報発信を続けて行くためには、分散型の発信の検討も必要だろうと思っておりますが、SNS で何より必要なのはライブ感のあるリアルな生きた情報であります。ただ一方で、共感を呼ぶ反面、SNS は発信を誤ると、人々の様々な考え方の中で、いわゆる炎上に繋がる場合があります。因みに、以前ホームページの書き込み欄で、町からの発信に対し、住民の方と論争的なことになり、いわゆる炎上状態になったことも、私も経験しております。ただ、SNS の特徴を生かして、阿武町に興味を持つ人たちに、的確出来め細かな情報の提供、届けたい相手の目線で、素の阿武町、日常の阿武町を伝えることは、関係人口構築のためにも、私も大変重要だと考えておりますので、役場内の体制整備はもとより、市原議員のご指摘の様に、今後、例えば、阿武町の魅力を SNS などソーシャルメディアを通じて発信してくれる、民間の協力者、或いは地域おこし協力隊等の人材募集なども考えてみたいと思います。

次に4点目の、町のホームページの更新についてであります。実は、今のホームページは、丁度私が町長に就任した平成29年度から運用しておりまして、既に5年を経過し、市原議員ご指摘のとおり、建て増し感のあるのも事実であります。このホームページは、当時、まち・ひと・しごと地方創生の交付金を活用して、人口定住を推進する目的で作ってありまして、当時は、構成を浅く、シンプルにするように指示して、結構、良い感じで作ったつもりであります。改めて今見てみますと、正にご指摘のとおり、リンク切れがあつたり、見づらく分かりにくい部分もあるのも確かであり、ここで1度棚卸しをしてみたいと

いう風に思います。

又、トップページの写真につきましても、議員のご指摘は、これもごもっともでありますので、定期的に更新を行なってまいります。その上で、実はこの3月6日、みどり保育園の保護者の皆さんとカジュアルトークを行いました。その中で出た意見の中に、町のホームページに、正に移住者向けとか、子育てのお母さん向けとか、そういった情報など、ターゲットを絞って1枚のページにまとめた情報があると分かりやすいですねといった意見もありました。こういった形がいいのか、まだ検討中ではありますが、是非やってみたいと思います。

最後に5点目の、光回線への移行手続きについてであります。この度、ケーブルテレビの萩テレビの回線に加えまして、新たにNTT西日本のフレッツ光が選択肢として加わってまいりました。従って、通信については、萩テレビの回線を引き続き利用するのか、NTTの光回線を使うのかは、各加入者の選択となる訳であります。細かい内容につきましては、各世帯ごとに、様々なメリットのパターンがありまして、又、特にNTTの回線の上には、様々な民間の通信事業者がサービスを行っておりますので、住民の皆さんも迷われることと思っております。ただ、これにつきましては、あくまで収益を伴う事業活動でありますし、担当のまちづくり推進課でも、特に利用プラン、料金体系等の本当の詳しい情報は持ち合わせておりませんが、住民の方々に安心として、まちづくり推進課が受付窓口としては開いております。

実情としては、今のところ問い合わせ電話は少ないように聞いておりますけれども、何れにしても、どこかの業者への肩入れも出来ませんし、町としても直接加入相談窓口も設けにくいのが現実でありますので、このところのご理解頂きたいという風に思います。

なお、既に各事業者から各世帯には、新聞折込みやダイレクトメールなどで、加入のご案内や説明会のお知らせも届いているかという風に思いますし、町としても、広報あぶで概要のお知らせのほかに、町民センターや、各地区の説明会の開催につきましては、会場の貸し出しに協力するなどの支援を行っているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 ホームページの改正とまでは言わないにしても、ターゲットを絞ったページ作りというのは、大変興味深く思いました。やっぱり皆さんも、そのように考えてらっしゃるんだなと言う風に素直に感じたところでもあります。

コロナで加速するデジタル化と言う風に言われておりますけれども、コロナ禍の影響で、地方への関心は更に高まっているやに思っています。そこで、サテライトオフィスを作られるといったご提案をされているようでありまして、心強く思っております。今こそ正に阿武町の魅力を更に発信するべきだという風に考えております。役場の各課にそれぞれ、フェイスブックといった方がいいかもしれませんが、発信担当をそれぞれ設けられて、やってみられたらと、今ホームページの方の更新も、もしかしたらお1人でやってらっしゃるのかなというイメージも少しします。

発信についても、炎上等があつて云々と言われましたので、軽々に進めていく訳にもいかない部分もあるかもしれませんが、まずは発信するという事は、定期的にやられるという事が、SNSの良さはスピードでありますから、何日かしてあげたものっていうのは、情報として他のメディアからも発信されている訳ですので、とにかく今ある、今ここにいますよっていうのが、ナウっていう言葉がよく流行ってましたけども、そういった形で、とにかく早く発信するというのが、鮮度が命だろうと思いますので、各課で発信されるような、どこか気楽な部分というのもあるかな、という風に思います。ただ、先程炎上と言われましたので、そこはもう上にいる人間が絶えず関心を持ってそこをチェックしていく。前回の時もその話をして頂けたと思いますので何かそういうところやってみられたらなと言う風に思います。

それと、行政としては極めて稀なのかもしれませんが、スマホだとか、パソコン教室といったことをして頂けております。大変ありがたく思いますし、せっかくああいったデジタル分野の世界というのは、関心があつてもやろうと思つても、教えてくれる方がなかなかいらっしゃらない、こんなこと言ったら恥ずかしいというのがありまして、いわゆる教室に通いたくも、そこまでやりたくはないけども、何か後押しするようなものがあればなと思つて以前提案しておりましたところ、行政の方で結構こまめにやって頂けてることにしましては、大変感謝するところではありますが、今後ともそういったことを続けていかれるおつもりなのか、伺いたいと思います。

それともう1点ですが、町内に様々なサークルや団体がありますけれども、

先程各課からそういったホームページ、フェイスブック等をあげたらという話をしましたが、多分サークルや団体、まだやられていない所もあるようにも思います。私のように更新をしていない人間もおります。色んな場所で、こんな風にされてみたらと、先程炎上の話もありましたけれども、こんな事しちゃうと炎上してしまいますよとか、そういう事も含めた何か研修会というか、講習会というか、そういうことをされて、益々阿武町中がそういう発信をしているよ、というような地域に出来たらなと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まず、今現行のホームページが5年前、あの時はリニューアルしたんですけど、その時の基本的な考え方は、それまでのホームページがあまりにも深すぎたので、とにかく浅く広くして下さいということで、やったつもりなんです。実は、その時基本的には、各課で担当して各課が責任を持って更新して下さいという事になっていたんです。ところが、実際には皆さん日常的な仕事が忙しいので、義務的な更新はしますけども、例えば制度が変わったとか、それ以上のことまでなかなか出来ない、それは正に人員配置というか、絶対数の問題があると思っておりますので、今からどういう形で、先程申したように今のホームページは、新たにご提案のあったようにやり直していきますけども、その管理であったりということはどうするか、よっぽど慎重にいかないと、5年前と同じ事を繰り返す、1年くらいはやったけども、その後担当者がそれぞれの課の課員がやるとなると、結局そこまで手がまわらないという事でほったらかしになるという形で、何もかも3年前と同じとか、そんな感じになると思いますので、今度からもう1回、庁内でしっかりと後の管理体制も含めて再検討してみたいという風に思います。それから、色んな形でSNS というのは、使い慣れている人は簡単に使うんですけど、なかなかとっつきにくい、難しいし、そういった事について、フェイスブックとかインスタグラムとか、その辺は皆さんそう難しい問題ではないという風に思いますが、それから中に入り込んでいくと難しい問題が起こってくる。そして、これも言いましたように、過去において私も業務に携わったことがあるんですけども、例えば、昔は掲示板とかいうのがあって、そこに双方向のやり取りをする、そうすると、やっぱり意見の食い違い、意見の食い違いというより、悪意を持ってやられる方も中にはいらっしやいまして、やり取り出来ない状態になって、もう掲示板閉鎖とい

う風な実際私もそういう事になった訳ですけども、そういう方もいらっしゃるんです、なかなか本当に難しいし、SNSなら尚更ちょっと個人的な感情というものが入ってくるんです、役場でどこまで、通常のSNSに關与していいのかというのは、本当に難しい問題であって、その人の責任の問題まで正直問われますから、そう軽々には一般のソーシャルメディアを使って、難しい面も確かに行政としてはあると感じております。ただ、おっしゃることの意味は十分承知しておりますので、タイムリーに、そして皆さん双方向でいつも新鮮なものをですね、うちのまちづくり推進課が1番発信していますので、あのくらいですねタイムリーに発信が出来ればいいかなという風に思っておりますけども、その辺はもう1回しっかりとですね、ホームページを検討するだけでなしに、色々な事をどういうやり方でやったらいいのか、再検討させていただきますので、その辺でご理解頂きたいという風に思います。

それから、あの各種団体とか色々なサークルみたいな活動されているけども結構見ていきますと、始めだけは更新があるんですけど、そこから更新がされていないものが結構ありますので、その辺はもう1回ですね、私どもの方から呼びかけて、この町は情報発信する町だという風な形にですね、行政だけでなしに、特定の団体だけでなしに、色々な人が色々な発信をしてる町だという風になると、大変良い事です、外から見たら本当に元気な町と言う風になる訳でありますから、その辺もししっかりと呼びかけもさせていただきますので、以上です。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再再質問はありますか。

○市原議員 ありません。

○議長 再々質問無いようですので、7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩します。

休憩 9時54分

再開 10時3分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 次に、5番 松田 穰君、ご登壇下さい。

○松田議員 5番松田 穰、1番ABUキャンプフィールド町民開放デーを終えて、運用と利用に関するルールと、環境整備に関して質問させていただきます。

毎日の仕事の中で、日々形になっていくのを見てきたABUキャンプフィールド

ドも今は建物も完成し、植栽も植えられ、オープンもいよいよという状態の中、仕事もしてきましたが、先月2月26日、27日と阿武町民への開放デーも行われ、朝、網の修理に港に行くと、テントが6張くらいたっていて、3月12日のグランドオープン、先日でしたが、我々の日常との距離感はこんな感じなのかなあと思ったものであります。

今回、町民開放デーを終えられて、実際にオープンしてからのスタッフへのオペレーションの確認の意味合いもあったかと思いますが、実際に宿泊利用者を迎えてみて、何かしら今後の課題、又グランドオープンも先日終わりましたが、改良点等ありましたらお答え下さい。

又、町民開放デー当日は、26日夜から北寄りの風が強くなりまして、朝行くときにテントが飛ばされたりしてないかとか、そういったのも気にもなりながら朝仕事に向かった訳ではありますが、キャンプでは実際に火も使いますので、火の粉が飛んだりしないかやはり心配になります。実際にグランドオープンを試してみて、例えば風向や風速、そういったものが何メートル以上であればキャンプ場をクローズしないといけないような状況というのも生まれてくるかもしれませんが、風速や風向によって焚火だけではなくて、サニタリー棟の炊事場を利用して頂くとか、そういった具体的なルール、目安が決まっているのかどうか、そういった部分がありましたら具体的にお答え下さい。

そして、キャンプフィールドの周辺ですが、夜間港に行ってみると、非常に暗い様な印象を受けます。実際行った時はオープン前で、建物とか宿泊客がないので暗く感じるのかもしれませんが、我々が船を係留している漁港、奈古の浦地区なんですけど、周辺民家の明かりとか、街灯の明かりもあって、道の駅下の港は、それに比べると街灯も無く、民家が近い訳でもありませんので、実際海との境目が分かりづらく、駐車場の輪留めとかの段差が分かりづらい状況もあるように感じます。キャンプ場を利用するお客様であれば、ランタンとか懐中電灯など照明もお持ちでしょうし、キャンプ場だから変に明るくない方が良いという考え方もあるのですが、土地勘のあまりない町外からの利用者や、夜間、多少アルコールを飲まれたお客様が万が一海にでも落ちたら、そういった心配する声も聞かれます。これに関しては、この度令和4年度の予算には海の落下時の上陸用のはしごの設置なども予定されている様にも思いますが、現在、ゴム製のはしごも何か所か港には設置されております。ただ、海との境目が分かるような、又、輪留めなどの段差、案内看板などの障害物が分か

りやすい様な何かしらの明かりがあっても良いのではと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか、町長のご答弁をお求めします。

○議長 ただ今の5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 松田議員からは、ABU キャンプフィールド町民開放デーを終えて、運営と利用に関するルールと環境整備に関してのご質問を頂きました。

議員もご承知のとおり、去る2月26日(土)と27日(日)の両日、阿武町民の方を対象に、先行的に施設の内覧会と、テントでの宿泊体験、サンバシカフェでの試飲、又、体験イベントなどを開催した訳ではありますが、町内各地区から、多くの町民の方にお越し頂きました。

私も町民の皆さんが、どの程度関心があるのかな、又、スタッフの対応がどうなのかな、色々気になっておりましたので、両日とも長い時間会場に足を運び、お客さん目線で確認もいたしたところであります。

そうした中で、ご質問の1点目のご質問ではありますが、オープンに向けて今後の課題や改良点についてであります。先ず、ABU キャンプフィールドは、今年2月1日より、あぶクリエイションに指定管理を行なっているのはご案内のとおりであります。そして、キャンプ場のスタッフにつきましては、これまでに、宇久の遠岳キャンプ場の運営を初め、ビジターセンターの完成後は、実際にこの施設で、カフェスタッフとしての実地の訓練も、周到に重ねてきたところであります。

なお、キャンプフィールドにつきましては、ご承知のとおり、電源がある電源サイトが18、そして普通の広場のフリーサイトが44で、全体で62サイトありますが、スタートからフル回転では、しっかりとしたサービスが出来ませんので、スタッフの慣らしの意味も含めて、当面はフルで40サイトでスタートし、カフェにつきましても、当面は、ドリンクメニューだけからスタートすると聞いております。

こうした中、先月の26日、27日の町民開放デーで、実際のお客さんをお迎えしての感想ではありますが、やはり、ピーク時への対応が難しいということで、特にカフェでは、オープン後、いっぺんに沢山のお客さんが殺到して、多少混乱もあったようであります。

今後は、色々な場面を想定して、オペレーションの最適化を図り、何より、お客さんをお待たせしないことが重要となりますので、しっかりマニュアル化

して、スタッフの習熟度も高めて、一方で、笑顔やおもてなしなど、お客さんに喜んで頂けるよう、最善の努力を傾注するよう、指導してまいりたいという風に思います。

次に、2点目の、「オープン後の運用のルールについて」であります。先日の町民開放デーでは、10組が実際に宿泊をされ、まちづくり推進課長も、お試しで泊まったようではありますが、ご承知の様に、日曜日の未明にはかなりの強い風が吹き、私も自宅で風の音が大きくなりますので、若干心配になったところでもあります。ただキャンプ場のスタッフは、去年から遠岳キャンプ場を実際に運営する中で、特に強風に伴うクローズについて、スノーピークの運用にも学びながら、経験も積んでまいっております。

従って、台風とかに関する各種の警報発令時は勿論のことです。風につきまして、風速が8メートル、これが6時間以上吹くかどうかを基準にしております。その情報は、通常の天気予報のほかに、特に風を的確に予測する「ウインディ」というアプリがあるんですけども、これを使って8メートルが6時間以上吹くかどうか、ここらを基準に判断していると聞いております。

こうした中、実は3月6日に行った「オープニングレセプション」に併せて、公募で13組の方に実際にキャンプサイトに泊まって頂く予定にしておりましたが、当日は8メートルを超える強風、正にさっきの話ですけども、これが予測がありましたので、実際には、残念ながら、前々日の夜にクローズというかキャンセルの通知と、お詫びのメールを送ったような実際に経緯がありました。

ただこうした事は、安全確保のためには致し方ない事と、キャンパーの皆さんも、そのところはちゃんと理解して頂いておるようであります。

因みに、昨年4月から12月まで、遠岳キャンプ場を運営して、強風とか大雨によってクローズした日は、13日と聞いております。

最近のキャンプで、雨や寒さはあまり大きなマイナス要素ではありませんが、一方で、風は判断がなかなか難しいことは、先程から松田議員のご指摘のとおりであります。風は地形によって吹き方が違います。風速、風向、最大瞬間風速、色々ありますが、ABU キャンプフィールドは、南風は山影になり、割と平気なところもありますが、西や北の風は、同じ風速でも大変厳しい状況となります。まずは、無理をせず、安全第1から始めて、お客さんの信頼を得て行くことが何より寛容であると思っております。

最後に、3点目の隣接する漁港の安全対策についてであります。自然に親

しむキャンプとしては、照明は最低限の設置に留めたいと考えておりますが、想定されるリスクに対して、正直どこまで対応するか、やってみないと分からない部分もあります。従いまして、現在、岸壁の手前には、黄色と黒色のゼブラ模様塗った長い縁石で、人や車輛等の転落防止対策をしており、又もし転落者があっても上がれるように、湾内の3ヶ所に、海から岸壁に上がるための、ゴム製の転落者救助梯子を設置しているところではあります。キャンプ場の開設にあたりまして、予算化しておりますけれども、当面この落下者救助梯子を4つほど増設すると共に、救助用の救命浮環の配置や、蓄光反射縁石の設置なども検討したいと思っております。

なお、直接これとは関係ありませんが、この他に焚き火の火の粉による火災対策として、消火栓を新設しておりますと共に、焚き火台の下には、耐熱シート等の使用を義務化し、又5サイトある各サイトにつきましては、消火器を設置することといたしておるところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○松田議員 5番、松田 穰です。今町長のご答弁を頂きまして、ちゃんとルールも決めてされてる、正直安心した部分も大きいです。実際この質問を出してから、昨日、1昨日と利用される方、ほぼホテルで言えば満室の状態です。昨日、我々も消防団自治会の防災訓練が午前中ありまして、終わった後にキャンプ場の火の粉が気になる、そういった部分の話が出ますので、こういった防災対策、せっかく楽しみに来られたお客様同士でも、隣のテントが火の粉で焦げたりしないかとか、そういった部分、やっぱり皆さん、町民の方も関心が高いからそういった話が出てくるんだと思いますので、そういった町民の方の意見もしっかり取り入れながら、今後ルールの改善、又、必要があればやって頂ければと思います。昨日は港のところに大きなヨットが停まられてたと思います。我々の方から話をするのもあったんですけど、これまでも、ああいったヨットとかプレジャーボートが停まることは結構あったかとは思いますが、停める場所をですね、昨日は我々がイカを活かす水槽の前に停まって、そういったところで漁業者の仕事の邪魔になる部分も

出てきたりはしますけど、そういったところでのルール、係留場所ですね、これは管理棟の方でご説明して頂けるのかどうか、そのあたりも含めて、今後考えて頂ければと思います。

それと必要であれば、ヨットとか我々普通の漁船ですので、黒いゴムの緩衝材、あれで船が少々汚れても気にしない部分もあるんですけど、高い船、プレジャーボートとか、そういったものに関して、もうちょっと船が汚れないような緩衝材があれば良いのかな、そういったものがあれば、逆に皆さんそこに船を停めて頂ければ、我々の仕事との間でのトラブルにならないのではないかと思います。

あと、キャンプフィールドの先の小野水産さんの生け簀と国道の間の部分、先日お伺いしたらあそこは港湾施設なので、キャンプフィールドとは別ですよとご説明があったんですけど、今、以前に比べると草を取り除いて、その中でゴミなんかも取り除かれて、せっかく更地になった状態で、今回のようなイベントの時には、そこを臨時の駐車場として使われたりとか、普段は漁業者の方が網を置いたりとかすることもあるかと思いますが、おそらく今のままおいておくと、又草が生えて、イベント毎に草刈して、そういった手間を省いたりする意味でも、あそこに草を生えにくいような処置などされると良いんじゃないかと思うんですけど、そういったあたりは今後どのようにお考えでしょうか教えて下さい。

○議長 町長。

○町長 まずあの火の粉の問題なんですけど、確かに薪を、焚火というキャンプの楽しみがありますので、私どもも大変心配する部分もある訳ですけども、ここのキャンプフィールド、他の所に比べて、1つのサイトの想定面積が広くて、12m 4角だったと思うんですけど、1つの設計上ですけど12mと12mだから144㎡ですか、それぐらいの広さがあるんで、通常のキャンプ場よりは広いと思います。ですからわりに飛んでも火が着くことは考えにくいかなという風なことと、これは先程答弁で申しましたけど、ABCDEと5大きな塊としてのサイトがあって、そこに何本か、消火栓とは別に普通の消火器、消火器が3本くらいあればですね、テントの1つくらいは消火出来る。変な話ですけど、燃えてもテントだと1個だけ、なんでその辺はそのくらいでなんとかなるのかなと気がしてますから、今の消火栓は既に設置してますし、消火器も設置するようにしてますから、それぐらいであればいい、そして90cm 4角くらいの不燃材の敷

物があるんですね、それをまず義務化して、それをまず敷いて頂いて、その上に焚火台の下の受、そして焚火台を置くというのが、1つのルールにしていますので、それがあればですね、あんまり火災はということは考えにくい、テントの中で火をおこしてですね、テントに着いたということはあるかもしれないけれども、それは稀な事であって、それも消火器なり、いざとなれば消火栓もすぐ下に新しく新設しましたから、それを使って頂くということかなという風に思います。

それからヨット、土曜日に入ってきて、私も上の方からサンバシから見てたんですけど、大きなのが入って来たかと、普通のヨットとは大きさが違う、何フィートか知りませんが、すごいなと思いましたけど、昨日も行ってみましたから、泊まったんだと思いましたけど、ただご指摘のように、生け簀があるところの前にドカッと停まって、漁師の方にとってみれば迷惑なところ、1番邪魔になるところに置かれたかと私も思いました。まさか日曜日までおるとは思ってなかった。昨日も行ってみればおったから、泊まったんだと、そこらへんは今からですね、やっぱりそういった事も考えられますから、少し漁協等も含めてルール作りをしていかなければいけないなと思います。

特にあれだけ大きなものが、普通のプレジャーボートが1台おるという話ならいいんですけど、もの凄く長いボートですよ、そこの辺は、今から漁協含めて話をしていきたいと思います。

それから、すばらしい多分億の金がすると思う素晴らしいヨットですけども、防舷材が、ゴムのぶつかっても船が壊れない岸壁につけてある、あれ防舷材と言いますが、あれが黒いゴムなんで、確かに綺麗なヨットがこすれたら黒くなるということですけども、そこまでの面倒はですね、港の方で見る必要もないと思います。

それから、あそこの1番先っぽの方の、昨日、1昨日は駐車場にしたところですが、1番萩よりのところにつきましては、国道よりの細長いのと、その次の港側のところ、特にこっち側の港よりのところは、地元の小野さんが生け簀の組み立てる部材等置かれているんですけど、あそこは一応ならして転圧をしております。例えば花火大会とかなったような時には、そこに、この前も駐車線を書きましたけど、あそこで100台くらいは入るんですけども、国道よりだけで、小野さんが使ってらっしゃるところも、もう少し少ないかもしれませんが、よければ相当入ると思いますけども、ただ今から将来的な活用がですね、

どうなるかによって変わってくるので、当面はですね、今話しておるのは、定期的に草が、それがために転圧して障害の石が出てこないようにしてますから、多分機械で刈れるんですよ、キャンプフィールドにある機械で、ちょっと高刈をすれば、ですからそういう風にして当面は管理していこうという風な話にしています。将来的にどうしてもやれんということになれば、マサと石灰を混ぜた舗装、そういう風な恰好になるか、コンクリートになるか、アスファルトになるかわかりませんが、将来的にはそういう事も考えられますが、当面は草は生えてもいい、その代わり醜くないようにこっち側のキャンプの方で管理する、機械で共用の、そういう風な計画にしています。以上です。

○議長 5番、再再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 次に、2番 上村萌那君、ご登壇下さい。

○上村議員 上村でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

阿武町立小中学校におけるより良い学習環境づくりについて、2点お伺いします。

まず、阿武小学校、福賀小学校における教科担任制導入の体制について、お伺いいたします。

2022年4月より全国の小学校の5、6年生を対象に、教科担任制が導入されます。従来、小学校では1人の先生が1つのクラスを受け持ち、全ての教科を教える学級担任制という教育方法でしたが、2022年度より、専門性のある科目では教科担任制という教育方法が示されました。科目としては、2021年7月の文部科学省の有識者会議にて、算数、理科、英語、体育の4教科が対象教科とされました。

教科担任制で期待出来る効果として、教員の立場としては、受け持つ科目数が少なくなることで、担当授業の研究に時間を割くことが出来るため、より良い授業が実施出来る、又、教員同士が連携して取り組む組織力の向上などが挙げられます。

近年、小学校でも英語やプログラミングなど、新しい教科も加わったことで先生方の負担が大きくなっており、その負担軽減にも繋がると期待されています。

児童の立場としては、専門性のある指導により学力の向上が期待出来る、複数の先生と関わることで、相性の良い先生を見つけることが出来、困りごとや悩みがある際に相談しやすくなる、又、学級担任以外の授業に慣れることで、中学校での授業にスムーズに移行出来、いわゆる中1ギャップと言われるような、新しい環境変化への不安の解消に繋がるなどが挙げられます。

複数のメリットがある教科担任制ですが、全国的にも小規模校での実施には様々な困難もあります。阿武町内の小学校で教科担任制を導入するにあたり、どのような問題があると認識されていますか？

実施科目については、先に述べた4教科ありますが、2022年度に必ずしも全ての科目で教科担任制を導入しなければいけないということでもないようです。出来る限りの導入に向けて、どのような体制をとってやっていくのか、例えば、4教科の内この教科だったら実施出来るだろう、時間割はこんな工夫でやってみよう、というような導入に向けて具体的に検討されている事項がありますか。又、実際に4月から教科担任制を受ける児童の皆さんや、保護者にもその運営体制や教科担任制で期待出来る効果を事前に説明する必要があると考えます。気持ちの準備をしていることで、効果にも違いが出てくるのではないのでしょうか。教科担任制について学校からどの程度周知活動をされていますか。

続いて、タブレット端末を活用したオンライン授業の導入について、お伺いいたします。

2020年に生徒1人につき1台のタブレット端末が導入されました。導入から1年が経ち、当初は操作について戸惑うことがあった児童も慣れてきた頃ではないかと思えます。そこで今1歩踏み込んだICTの活用が教育現場で求められるのではないのでしょうか。

阿武町内の小中学生が、どのようにタブレット端末を自宅での学習に活用しているか、現在の利用状況についてと、今後の活用案として、オンライン授業の導入についてお伺いいたします。

タブレット端末を利用した学習の効果は様々ありますが、その中でも、教室にいらなくても授業を受けることが出来る、オンライン授業への利用というのが1つの良い効果になるのではないのでしょうか。今後、阿武町内の小中学校での導入は検討されていますか。遠隔で受けることの出来るオンライン授業の利点として、学校へ登校出来ない児童・生徒にも登校している児童・生徒と同じ学習環境が与えられるということがあります。

年末には落ち着いていた新型コロナウイルス感染症も、年明けから急速に感染拡大し始め、全国的に子どもの感染が目立っていました。感染者が出た就学前施設や学校では、休園・休校、又学級閉鎖を余儀なくされました。次々に感染者が出た場合休校も長引き、学習にも遅れが出てしまいます。こういった場合もオンラインでの授業で対応することによって、学級閉鎖や休校中、又、万が一感染者になってしまい入院や自宅隔離になった児童・生徒にも学習環境を与えることが出来ます。子どもたちが、オンライン授業用のアプリやカメラの操作方法を習得しておくということは、今後も続くコロナ禍で重要であると考えます。今回新型コロナウイルス感染症第6波では、休校と同時にスムーズに遠隔授業での自宅学習に切り替えることの出来た学校も多くあったようです。特に都市部では、今までの第1波から第5波までの経験もあり、円滑に移行出来たのだらうと考えます。

今年1月からの第6波では、萩市内の高校でも休校を機に本格的なオンラインの授業に切り替えたところもあります。又、全国的に増えている不登校児童への対応として、オンライン授業が在宅学習のサポートになると言えます。

文部科学省によると、2020年度の小中高合わせた不登校の児童・生徒は全国で24万人にのぼり、阿武町でも様々な事情や体調不良により学校に登校出来ない児童・生徒がおります。登校しても教室に入れない、病気等で登校が難しい、こういった児童・生徒は自主学習になりますが、オンライン授業であれば他の登校している児童・生徒と同じ内容の授業が受けられる環境を作ることが出来ます。

子どもたちが新しいことを学ぶ上で、自主学習のみというのはなかなか学習内容の理解が難しいものです。やはり先生から授業を受けることによって、学習内容への理解が深まり、学習意欲や学力の向上につながります。

新型コロナウイルスや不登校といった、学校に登校することの出来ない様々な状況においても、阿武町の子どもたちの学びを止めない、誰もが授業を受けることの出来る多様な学習環境づくりが必要ではないでしょうか。もちろんオンライン授業に限らず、タブレット端末は学校外での自主学習において幅広く活用出来るものでありますので、現在タブレット端末が家庭での学習においてどのように活用されているか説明をお願いしたいのと、今後の活用案として遠隔でのオンライン授業導入についてお考えをお聞かせ下さい。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。

教育長。

○教育長(能野祐司) それでは、上村議員のご質問、阿武小学校、福賀小学校における教科担任制の導入とタブレット端末を活用したオンライン授業の導入の2点につきましてお答えいたします。

まず、小学校での教科担任制については、現在も一部の大規模校には、特定の教科を専門に教える教員、これを専科教員と言いますが、その専科教員が配置されております。専科教員が配置されていない小学校においても、教頭や担任のない教員が特定の教科を教えたり、担任同士が授業を交換したりするなどの工夫をし、教科担任制を行っている学校があります。

阿武小学校と福賀小学校においても、以前から教頭や担任がない教員が授業を担当し、教科担任制を既に導入しているところです。

本年度は両校とも担任のない教員がいないため、教頭が阿武小学校では理科、福賀小学校では理科と国語を担当しております。

このような中、議員のご指摘の通り、文部科学省では教科担任制のメリットを鑑みて、全国の小学校で高学年における教科担任制の本格的な導入を決定したところです。そのために、来年度からの4年間、専科教員を全国に950名ずつ、計3,800名を配置することになっております。とは言え、全国に小学校は19,000校以上ありますので、当然全ての小学校に配置される訳ではございません。山口県では、学年に複数の学級がある学校から優先的に配置される予定になっておりますが、来年度は県内275校ある中で、67名が配置の予定です。残念ながら町内の小学校は対象外になっております。専科教員の配置がない町内の学校においては、必ずしも教科担任制を導入する必要はないのですが、来年度も教頭による教科担任制を継続する予定でおります。実施する教科につきましては、教員の配置を勘案して、各学校で決定することになりますが、本年度と同様になるのではないかと考えております。今後、町内小学校へ専科教員の早期の配置がなされるよう、県教育委員会に要望をしまいたいと考えております。

又、「児童、保護者へはどの程度周知活動をしているのか」とのご質問ですが、先程申しましたように、町内では今まで行ってきたことで対応してまいりますので、現段階では特段周知することは行ってはおりません。

次にタブレットの活用につきまして、お答えいたします。

昨年4月にタブレットを本格的に導入し、学校においては、少しずつ授業、

及び家庭との連絡等に活用する場面が増えてきているところです。

ご質問の家庭学習への活用につきましては、数年前から家庭のコンピュータ等からアクセス出来る学習プリント教材を導入しているところですが、さらに、タブレット本体に漢字や英語、理科、プログラミングなどの学習ソフトをインストールしており、いつでも家庭学習に活用出来る状態にしております。この他、やまぐち総合教育支援サイトのやまぐちっ子学習プリントや、文部科学省の子どもの学び応援サイト等、公的教育機関の学習サイトへのアクセスも可能にしております。ただ、これらを家庭で活用している子どもは少数であり、活用の促進については子どもと保護者への働きかけや、学校からの宿題としての活用を学校の方に依頼しているところです。

オンライン授業につきましては、阿武小学校、福賀小学校では、他市町の学校と繋いで子ども同士が学習発表をしたり、意見交換をしたりする授業を行っております。今後このように、直接には会えない人、行けない場所を繋いだ授業が活発になるものと考えております。

議員からお尋ねがありました臨時休校への対応といたしましては、今後の実施に向けて準備を進めているところです。

例にとりますと、阿武小学校では、オンラインに教師や子どもが慣れるために、職員室の担任と教室にいる子どもを繋いで次の授業の準備を指示したり、担任と別室にいる子どもを遠隔で授業したりする取組を行っております。

ただ、オンライン授業をする場合、wifi環境が整備されていない家庭においては、LTE回線での接続となり、データ容量の関係で長時間の授業を何日も行うことは出来ないという問題があります。実施にあたっては、教科や時間を絞った配信計画を作成するとともに、出来るだけ多くのご家庭にwifi環境の整備をお願いすることが必要と考えております。

学校に登校出来ない子どもや、別室登校の子どもへのオンライン授業につきましては、現在検討をしているところです。

教育委員会としましては、先程のwifi環境の問題もありますが、教室の授業を配信していくことで学力保証とともに、学校や学級への復帰のきっかけづくりにもなるものと捉え、実施の方向で考えております。ただ、学校にほとんど登校出来ない子どもには有効性が期待出来る反面、子どもによっては登校刺激によって逆効果になったり、学校や教室で授業を受ける必要がないと子どもが捉えてしまったりすることで、復帰の障害になることが危惧されているとこ

ろです。

このようなことから、この件につきましては、対象の子ども全員がオンライン授業を受けるのではなく、子どもの状況に応じた対応が重要であると考えており、本人と保護者の要望に応じて実施していくことになると考えております。今後、学校の体制や配信方法、内容、機材などの準備を進め、オンライン授業を積極的に進めていく所存です。

以上で、上村議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○上村議員 丁寧にご説明頂き、ありがとうございました。今オンライン授業につきましては、萩高校が休校した際には、グーグルミートを利用してライブ配信型の授業が行われていたとの事なんですけど、今、小中学校で別室と教室を繋ぐという練習をやっているという事なんですけど、こちらでは、こういったサービスを利用して繋いでいらっしゃるのか、ということをお伺いしたいと思います。

それとですね、今回第6波で阿武町での感染者も確認されて、児童本人でなくても、家族がコロナでなくても発熱している場合とかですね、親御さんの職場でコロナが発生した、とかいう場合に自主的に学校をお休みされている方とかもあったかと思います。それとですね、不登校、時々学校に来ているとか、なかなか学校に来ていないという、児童生徒の方への学習サポートとかですね、家族の発熱で欠席された際の学習のフォロー体制というののはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 それではお答えいたします。まずあの別室登校の子について、オンラインでということ、私の説明が悪かったと思いますが、現在のところまだ実施はしておりません。先程ありましたように、色々な事情の子がおりますので、いっぺんには中々難しいというところがありますし、機器の問題もありますので、実施は出来ておりません。今後、どのようなソフトを使ってということですが、マイクロソフトの teams とかですね zoom あたりを活用して、というか既にタブレットの中に入っておりますので、活用出来るんじゃないかなと思っております。コロナの関係で自主的に学校を休んでいる子についても、まだ十分な対応は出来ていないところであり、又、今後ですね、そういう子ども含めて、不登校の子、

教室に入れない子、オンラインで考えて進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 2番、再再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○上村議員 阿武町はやっぱり、あの田舎ですので、都市部と違って学校も限られておりまして、子どもたちが自分に合う学校を選んでいくというのが難しい状況でありますので、阿武町で学ぶ子どもたちの為に、選択肢のある色々な学習環境、例えばオンライン授業とかですね、そういったものの整備と提供が早急に来ればなと思います。

それですね、ご家庭のwifi環境等を整備されていないと中々難しいということでしたので、今後、例えば町として、各家庭のインターネット整備ですね、これを支援していくという考えとかあるのかな、という点についてお伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 子どもたちへのオンライン授業につきましては、先程申しましたように、出来るだけ早期にですね、学校と話し合っていきたいと思っております。

ただ授業の内容についてはですね、当然教師と1対1の関係でやるのは難しくなってくると思います。そういう人員もいませんので、授業の様子を流していくと。質問に答えるのは別で、マイクロソフトのteamsを使って、あれは書き込みも出来ますので、そういうのを使ってですね質問を受けるとかですね、そういうあたりはこれから進んでいくと思います。

映像については、授業の様子をずっと流していくという事になります。

ただ、今、授業では子どもたちが色々活動する場面が多くなっています。そうなるのと、カメラ等をですね2台たててやるのは難しい場面がありますので、そう考えると天井からカメラとか、そういう設置も必要になってくるのかなという風に考えますが、出来る範囲でまずは進めていけたらなと思っております。以上です。

○議長 町長。

○町長 wifi等を導入するにあたってのうちからの補助的なもの、という風なご質問だったという風に思いますけども、当面、そういったものに対する補助というのは考えておりません。しかし、直接的な補助じゃなくて、さっき市原議員のご質問の中にあつたし、私もコラムで書いたように、何らかの、例えばお年寄り

の見守りをする、保健師さんが声掛けをする、フェイスで話す為には、何らかのそういった機材が必要であるし、もちろん、そういった環境が必要ですね、通信環境。そうしたものに対する、補助というものではなくて、その事業の中で、そういった通信環境を作っていくという風なことはあるんじゃないかなと思ってます。以上です。

○議長 これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩します。

休憩 9時54分

再開 10時3分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 次に、3番、白松靖之君、ご登壇下さい。

○白松議員 3番、白松靖之、通告に従いまして質問させていただきます。まず最初にお断りを申し上げます。4日の通告の締め切りから日にちが経ちまして、若干文書的に書き加えておりますが、質問の趣旨は変わっていないものと認識しております。まず最初にお断りを申し上げます。

それでは1点目です。コロナ渦のABUキャンプフィールドの利用客数の見込みとコロナウイルス感染症対策について、質問いたします。

全国のコロナウイルス新規感染者数は、一向に終息する気配はありません。

ワクチン未接種の子どもや、持病をお持ちの高齢者への感染が心配されています。山口県へ発令された蔓延防止重点措置は、先月20日に解除されました。山口県の直近1週間の新規感染者数と、平均新規感染者数は2,145名で、1日平均306名、お隣広島県が4,786名で、1日平均683名、又お隣福岡県が17,337名で、1日平均2,476名です。近隣の島根県益田市や萩市でも終息の兆しが見えていないのが現状です。

又、報道等で従来のオミクロン株より感染力・毒性が強いとされるステルスオミクロンBA2の日本国内で発見、市中感染をしています。

阿武町の感染者数は現在14名です。ここまで感染者を抑えられてきたのは、阿武町の医療関係者、並びに町職員の皆様のご尽力と、町民の皆さんが積極的にワクチン接種され、日常生活の中での感染症対策を始め、感染多発地域への旅行や買い物、子どもや孫の帰省を控える対応が、大きな感染対策となったと思います。

今後、ABU キャンプフィールドの利用者を対象にした体験プログラムにより、町内各地へ人の流れがこれまで以上に活発になることが予想されます。

感染状況を見ながら、アクセルとブレーキを使い分け、阿武町として町民の健康を守ることを第1に考え、今最大限の感染症対策が求められていると思います。そのような状況の中、3月12日オープンしましたABU キャンプフィールドの年間利用客数の見込みと、具体的なコロナウイルス感染症対策について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の3番、白松靖之君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3番、白松議員のご質問は、コロナ禍のABU キャンプフィールドの利用客数の見込みと、コロナウイルス感染症に対する対策についてであります。

まず第1点目の年間の利用客数の見込みであります。これの試算につきましては、実はスノーピーク地方創生コンサルティングの支援を受け、試算して作成いたしました基本構想と、収支の目論見にありまして、宿泊利用者は年間2,800組で、人数といたしましては約1万人を見込んでおります。

参考までに、現時点での予約状況を申し上げますと、今はスタッフの慣らしを含めて先程申し上げましたが、当面実際には62サイトある訳ですが、このうちの40サイトで5月一杯までやっていくということでスタートしておりますが、今5月末までが申し込みの期限ということで、それ以後は、まだ申し込みが出来ません。だいたい2ヶ月後までということになっております。予約サイトを通じたカード決済で、既に約700組の予約を頂いております。これは1件1件ということになりますから、2日連泊という風なこともある訳でありますけど、これを含めると、実数としては800泊を超える状況ではないかなという風に思っております。

このことにつきましては、これまで一生懸命PRや、体験プログラムの内容の充実に努めてまいりましたが、かなりの手応えを感じておりまして、嬉しく思っているところであります。

又、内容を少し説明いたしますと、利用の曜日はやはり土日に集中しております。土日は毎週満サイトの状況ですが、今後は単なるキャンプの他に、企業研修やワーケーションなどの場として、平日を埋めていくことが課題かなという風に思っています。参考までに利用者であります。県別の割合は、山口県内が40%、福岡県が39%、広島県が16%ということで、その3つで95%を占めておりまし

て、スノーピーク地方創生コンサルティングの後藤会長の話ではありませんが、やっぱりワザワザ感のある距離、この3時間圏内の、福岡県や広島県といった大都市圏からの利用者の多さには、道の駅が隣にあるということもありながら、私としても大変驚いているという感じと、やっぱり期待感を持ったというのが正直な感想であります。

なお、キャンプ場の経営につきましては、直接的な利用料はご承知のように、1区画が1泊5,500円、これは電源サイトですね、車が停められて電源があるところが5,500円、そして自由に泊まって下さいというフリーサイトが4,400円となっておりますが、更に、薪や炭、ガスなどの消耗品、ABU キャンプフィールドのロゴマークを入れたグッズ販売、更には、道の駅での食材の購入とか温泉、更には、体験プログラムでの売り上げなどを合計すると、町に落ちるお金と申しますか、経済効果は私は計り知れない程大きいという風に思っております。

最後にコロナ対策についてであります。実は、道の駅の直売所は、開店前に多くのお客様が並ばれて、一端落ち着くまでは入場制限をしております。60組の入場制限がされておりますが、キャンプ場は、基本的にはアウトドアでありまして、受付時には、検温とアルコール消毒をして頂き、受付窓口では、チラシによってコロナ対策をしっかりと説明して、又、カフェの方でも同じように、検温とアルコール消毒を行っていく他、各テーブルにはアクリル板を設けて、感染防止対策をしております。

又、ABU キャンプフィールドの各サイトにつきましては、先程申しましたが12メートル4角ということで、通常のキャンプ場よりかなり広めに設計をしております。又、先程申しましたが、オープンから当分の間は、62サイトのうちの40サイトに絞っております。サイトと施設間の距離の余裕を保つこととしており、コロナ対策に万全を期していると聞いておりまして、私といたしましても、当面の対策としては、それで良からうという風に思っているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○白松議員 先程キャンプ場の年間の利用客数と、感染防止対策についてご説明がありましたけど、一般社団法人日本オートキャンプ協会というのが出されたガイドラインになるんですが、新型コロナウイルス感染予防ガイドラインというこ

とで、強制ではないんですが、そういった観光施設、キャンプ場とかを含めたものに対して周知、キャンパーに対して、利用されるキャンパーに対して色々な情報提供、こういうコロナウイルス感染症対策をしますよ、このキャンプ場はしますよという事で、安心安全な思いを持って頂けるように、官公庁の方が定めております、これは強制ではないんですが、昨日、キャンプフィールドの予約サイトの方を見ましたところ、そういった文言があるかなと、期待を込めて検索をしましたところ、そういう文言が一言も書いてなかった訳でございます。コロナウイルス感染症に対してはですね、キャンプ場としてのガイドラインというものをしっかりと予約サイト、又、受付等出来キャンパーに周知して頂く、ゆくゆくは、又、町民の皆様の安心安全に直結していくものであると私は確信しているところでございますが、これについて、先程の答弁以外に町長あればお答えを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 町長。

○町長 今、ABU キャンプフィールドの予約につきましては、基本的に全部ネットを使った予約ということになっておりまして、ソフトとして「なっぷ」というソフトを使って、そこで、いついつの日にか空いてて、申し込んでですね、色々なメニューが書いてあったり、そこが基本的に入口になりますので、今、直接的なそういう提案がありました、本当に有効な事だと思いますから、ここではこういった対策をしますよ、ということでは是非掲載出来たらという風に思います。以上です。

○議長 3番、再再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○白松議員 先程、なっぷということで入口ということで、説明ございましたが、これが本当、キャンパーと町民の人を守るだけでなく、キャンプ場でキャンプフィールドで働いておられる従業員の方を守るという意味合いも、先程再質問でしましたガイドラインの中には、しっかりと文言が入っている訳でございます。

又、飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染、3通りありますけど、しっかりとそこで働いている従業員の皆さんもしっかりと守って頂く、又、感染対策を取りながら、快適にキャンプを楽しんでもらうという事を切に願う訳でございます。

又、この縁側事業キャンプフィールドが、しっかりと機能するように、キャンパー、又、町民の皆さんに永く親しまれるように切に願ひまして、この件につい

て質問を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

○議長 それでは3番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○白松議員 それでは2項目目の質問に入りたいと思います。

農林水産業へのUJIターン新規就業者への支援拡充についてです。

現在、阿武町の農林水産業は、担い手の減少と高齢化に加え、コロナ禍による消費需要の減少と販売価格の低迷、地球温暖化による干ばつ・集中豪雨などの異常気象の発生、燃料や資材費の高騰など、深刻な問題を抱えております。令和3年度より新規事業として開始した「がんばる農林水産業就業・経営等支援事業」について、制度を利用された新規就農者は0名でした。

私は、町として制度のどこに問題があるのか検証する必要があると思います。又、お隣萩市では、自営・独立新規就農支援策として、法人就業新規就農支援策で、個人・法人就農希望者へ支援をされています。特に農業スタートアップ応援事業ふるさと再生萩回帰応援事業として、就農前の研修1～2年目と、就農後3年目まで親元での研修も対象とし、希望者が39歳以下であれば年120万円、55歳以下であれば年60万円、指導農家へ月1万円萩市単独で就農希望者と指導農家へそれぞれ支援をされています。又、セカンドキャリア就農支援事業として、申請時56歳以上65歳未満の方にも研修期間～就農後3年目まで、年間30～60万円、指導農家へ月1万円を萩市単独で就農希望者と指導農家へ支援をされています。

萩市の新規就農者数は、平成27年～令和2年までの6年間、77名。因みに、阿武町は10名です。新規の個人・法人就業者への支援を充実させて、第1次産業の就業者の移住を促して行くことは、阿武町の基幹産業を守り、育て発展させていくことへ繋がることと思います。従来、阿武町の基幹産業は、親から子へ、子から孫へ事業継承されてきました。そのようにして先祖代々からの土地が守られてきました。

現在、現役で就業・従事されている個人・法人の構成員の平均年齢は、70歳を超えています。私は、安心して次の世代の後継者に継承する流れを支援する施策を早急に作るべきだと考えます。

以上、農林水産業U・J・Iターン新規就業者支援事業について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の3番、白松靖之君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 本町の農林水産業への、UJIターン者に対する支援策の拡充についてのご質問を頂きました。

正に農林水産業を取り巻く環境は、阿武町のみならず、国内のどの地域におきましても、大変な深刻な状況となっており、議員のご指摘のように、高齢化に伴う担い手の減少や、新型コロナの影響により、農産物の市場での取引が激減したところでもあります。

中でも、本町農業の柱となる主食用米においては、令和3年産の概算金は、令和2年産と比較して、1俵あたり60キロあたり約2,000円、率にして16%もの引き下げとなりました。

又、漁業におきましても、同様に、アワビとか、アマダイとか、そういったものをはじめとする、特に高級な水産物について、需要も単価も非常に厳しい状況が続いています。

更に、異常気象による干ばつや、局地的なゲリラ豪雨の発生などにより、農産物の収穫量においても、不安定な状況が続いており、又、これに輪を掛けて、燃油の値上がりも慢性化してきており、更に、ここに来てロシアによるウクライナ侵略により、さらなる高騰が危惧されるところであります。

こうした中、白松議員からは、今年度より制度化しました、がんばる農林水産業就業・経営等支援事業について、新規就農者がなかったこと等から、制度のどこかに問題があるのではないかとのご指摘であります。

ご案内のとおり、この支援事業につきましては、新規就業者が町内の第1次産業に就業した際、就業初期の生活に対する不安を解消するため、就業準備金5万円を交付するとともに、併せて、賃貸住宅に居住する場合には、2万円を上限として、月額家賃の半額を補助し、又、その世帯に18歳未満の扶養親族がいる場合は、1人あたり5,000円最大15,000円のUJIターン家族就業支援金を最大で3年間給付するほか、農業に関しましては、販売農家と定義される、売り上げ金額が50万円以上の農家の経営を継承した場合には、継承時に必要な研修費、農具費、資材費、修繕費、資格取得費などの経費の2分の1を営農継承支援補助金として上限を50万円として交付する制度を設け、この補助金については、兼業でも支給することとしているところであります。

又、農業経営確立支援として、一定規模の農家が導入を予定する農業用機械や施設、農産物の加工機械、施設の導入費などにつきましても、対象事業費上限が300万円に対しまして、認定農業者につきましても、3分の1の補助、そ

して、認定新規農業者については2分の1を補助することとしているところであります。

又、これ以外にも、新品種や栽培技術導入につきましても、対象事業費が上限50万円の半分を補助することとしているところであります。

なお、この制度で言う新規就農者の定義につきましては、認定新規就農者と、法人等へ雇用される新規就農者の両方を指しているところでありますが、この定義そのもののハードルの高さを指摘されるご意見もあろうかと思いますが、農家の範囲というものは、自給的農家から法人経営に匹敵するような大規模経営農家までありまして、規模の大小を問わず、それぞれの方が、自らを農家と自称しておられる訳であります。ただ、私の思いといたしましては、町の重要産業である農業を守り、育成するという観点からは、自給的農家ではなくて、農業に対して最低でも5年後に対する計画的な、いわゆる営農計画を持って志のある新規認定農業者、若しくは、地域の担い手である法人に就農し、将来の法人の経営を担う新規農業法人就農者に対して、就農初期の経済的な支援をするための制度といたしているところであります。

因みに、制度発足後の今年度、令和3年度であります。農業での対象者はありませんでしたが、漁業におきましては、株式会社宇田郷定置網に就業されたお1人に対しまして、就業準備金と賃貸住宅家賃補助金を支給したところであります。

次に、就農時の各種補助金の拡充についてであります。現在、農業におきましては、新規就農の支援といたしまして、国が支援する、農業次世代人材投資事業(経営開始型)というのがありますが、これとして年額150万円が5年間、そして、県と町で支援する、新規農業就業者定着促進事業、これが初年度の2年が年額120万円、3年度目が90万円、4年度目が60万円、5年度目が30万円と、それぞれ5年間の給付金が支給される制度があります。

そして、新規農業就業者定着促進事業につきましては、法人等の就業型であれば、現行の制度では、就農から最初の2年間につきましては、年額120万円の農の雇用事業を活用することにより、国からの研修費補助を受けることが出来まして、以後3年目からは、新規農業就業者定着促進事業の給付金を受けることが出来ることとなっているところであります。

又、就農先を農業法人に決定したものの、構成員として就農するのか、又、従業員として就農するのが決定していない就業者に対しましては、町の単独

であります。年額 120 万円の農事組合法人後継者育成事業の制度も設けておりまして、就農時から最大で2年間の研修費補助を給付することといたしているところでもあります。

なお、この制度利用者につきましても、3年目以降は新規農業就業者定着促進事業の給付金を受けることが可能となっております。

ここで、議員が指摘しておられます、平成27年から令和2年までの6年間の新規就農者数の本町と萩市さんとの比較であります。私は他の市町との比較によって物事の是非の判断、或いは他市町との良い部分のみを切り取って比較することは、最終的には消耗戦を誘発することに繋がりますので、あまり好きではありませんが、申し上げますと、新規就農者の数は、萩市さんが77人で、阿武町が10人です。そして単にこの就農者数の絶対値だけを比較すれば、阿武町は少ないねといった感想となるところでありますが、農林業センサスの確定値によりますと、経営体の数は阿武町が162、そして萩市さんは1,813でありまして、萩市さんの農業経営体は、本町の11倍の数となっております。同様に販売農家の数につきましても、本町が137に対して、萩市さんが1,538となって、やっぱり11倍であります。

しかし、一方でこのデータを基に萩市さんの新規就農者数77人を11で割りますと、7人となりまして、相対率で言えば、本町の10人は萩市に対して、低いとは言えないと言えるかも知れません。

ここで参考までに、漁業就業に係る給付金の制度の拡充を検討した際の、この時の事例をご紹介します。実は3年前に、町内の漁協の支店の運営委員の皆さんと今からの施策について、色々意見交換会をした訳であります。新規の漁業就業者の獲得についてもご意見をお伺いしました。

その時にある運営委員さんは、新規就業に対して、支援給付金をうんと増額すれば、漁師になりたい人が阿武町に集まるのではないかとわれ、農業では、先程ご説明しましたように、最大で5年間の支援がある一方で、漁業では、県と町が支援する3年間の経営自立化支援事業により、1年目が150万円、2年目が120万円、3年目が90万円の定着支援給付金となっております。新規就業に係る給付金の額や支援期間が異なっていることから、漁業においても、農業とある程度均衡をとって増額することが有効であるとの意見でありました。ただ一方で、別の委員さんからは、たとえ給付金を増やして新規就業者を集めても、3年経過すれば給付金はゼロになる。漁業は、常に危険にさらされてお

り、給付金があるとは良いながら、本物になるためには、長くても3年以内の自立に向けて、如何に真剣に研修に取り組むかが重要であり、給付金の多い少ないなどは些末のことであり、安易に給付金を増額すると、それが当たり前のようになって、研修、自己研鑽が疎かになるので、安易に制度変更すべきではないという風な意見も頂きまして、その時に私は、そうかなと言う風に納得した部分もあった訳であります。

このような経緯もあって、新規就業の際の支援策といたしましては、就業支度金、賃貸住宅家賃補助、家族就業手当の支給を制度化したところであります。

今回の質問の中で、白松議員からは、萩市さんの支援制度の事例が紹介されましたが、第1次産業における従業者の高齢化、担い手不足は、全国どの市町においても深刻な問題となっており、新規就業者の確保に向け、それぞれの市町村が工夫を凝らし、独自に様々な特色のある支援制度を打ち出しております。

因みに、阿武町では、このがんばる農林水産業就業・経営等支援事業のほかに、農事組合法人等の担い手が、農業用機械を取得するにあたっては、国や県の補助がある場合には、阿武町農業振興対策事業費補助金交付要綱により、補助残である所謂、受益者負担の半額を町が負担する、県内でもほとんど事例のない、農業者にとっては、大変有利な制度も創設しているところであります。

このように、それぞれの市町村において、どの部分に着眼し、趣をおいて補助するのか、それぞれ市町の事情や考え方が違ってまいりますので、今後とも、第1次産業だけでなく、全産業に於ける支援体制全体を見た中で、どの部分に支援が必要となってくるのか、全体のバランスを見ながら、特に、農業漁業における現在のがんばる農林水産業就業・経営等支援事業につきましては、今後とも、必要な施策提案には、しっかりと耳を傾け、見直しを含めて、柔軟に対応してまいる所存であります。

最後に、こういったことを踏まえて、新年度より、このがんばる農林水産業就業・経営等支援事業とは別枠に、例えば、親の農業を子どもが継ぐといった場合などの、若干ハードルの低い制度として、定住奨励金を拡充し、定住の意思を持って、町内の第1次産業に就業される方、或いは兼業就業や個人経営体での雇用の方を対象に、5万円の就業支度金、又、月額家賃の2分の1、上限額2万円ありますが、最大で2年間の家賃の補助をする制度を追加しておりますので申し添えます。以上で、答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○白松議員 先程、町長の答弁を頂きましたけど、他の市町とは単純に比較しないという事で、答弁頂きました。支援金の拡充をするだけが支援ではないと、私は考えております。いかにこういった、すばらしい3年度から制度化されました支援策もですね、やっぱり利用される方に、しっかりと周知されないと意味がないと思う訳でございます。先日、萩阿武の農業士会の総会の方に覗かして頂きましたが、阿武町役場さんの農林水産課さん、大変忙しいとは思いますが、町の方からは出席が無かった訳でございます。その時にですね、萩市の新規就農者さんと、又、萩阿武の指導農業士が一堂に会しまして、意見交換会をした訳ですけど、ほとんどが今新規就農で入られてるのは、萩市さんなんかでもUターン者が結構大きなウエイトを占められている、本当そういう中で、先程も言いましたけど、単純に77名という数字は出しましたが、やはり生活の基盤がここにあるんですね、親がいて家土地がある、そういう一端は外に出られて他の職業を持たれて、でも親がここで農業をやつとるから帰ってやろうかという事で、Uターン者は特に増えているという中で、これも又比較しちゃいけないのかもしれませんが、萩市さんすごい頑張っておられるなと思うんですが、むつみ地域トマト、山口阿武トマト、すごい大きな産地が高俣、吉部地域にあるんですけど、萩市の農政課さん、どうにか新規就農者を呼び込もうと、行政と実際の農家さんと一緒になってですね、呼び込みをされております。平均的なこういった年間の祖収入から、経費を引いても所得はこれぐらいありますよ、という平均的な数字も提示されて、高齢化とか色々苦しんでおる農家に光をあてるために、行政も一緒になって頑張っておられる行政さんもおられますので、しっかりとこういう資料とかも作られて周知をする、制度を使って頂くような施策も、又、インターネット等でもケーブルテレビ等でもありますし、色々な発信の仕方はあると思います。どうぞ引き続きお金だけじゃないんですけど、こういった色々な手法で発信をしていくっていうのも1つの手、お金も掛からないですし、紙を作れば発信出来ますから、是非やって頂きたいと切に願う訳でございます。終わります。

○議長 町長。

○町長 今おっしゃいましたような、皆さんに本当に周知、制度作っても伝わらなければ意味もないという事だと、そういう趣旨だという風に思いますので、そ

ういった面からすれば、確かに色々なところでホームページとか載せておる面はあるんですけども、1番初めにあった話でもないんですけど、やっぱりターゲットを絞った告知の仕方、例えばホームページの作り方、例えば阿武町に来て就農を目ざす方にとかいう風な感じですね、じゃあうちではこういうのが有りますよという風なことを1枚のものにまとめたようなものを作るという事は、確かに有効だだと思いますから、是非他の市町を参考にしながらですね、是非作っていったらという風に思います。以上です。

○議長 3番、再再質問はありますか。

○白松議員 ありません。

○議長 再々質問無いようですので、これを持って3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長 少し早いようですが、ここで会議を閉じて、昼食のため休憩します。午後は1時から再開します。

休憩 11時41分

再開 13時00分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、一般質問を続行します。次に、1番 米津高明君、ご登壇下さい。

○米津議員 こんにちは。日本共産党の米津高明です。今日はウクライナに連帯の意味も込めて、出来るだけ黄色っぽいネクタイ、水色の近いカッターシャツでここに臨んでいます。

2月24日、ロシアは国際法も踏みにじる、ウクライナへの攻撃を始めました。日本共産党は、ロシアのウクライナへの攻撃の即時中止撤退を訴えています。ロシアは核保有してる、このことを誇示して脅しているのです。こんなことは、許されることではありません。

阿武町議会でも、3月2日初日に「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」を全会一致で可決しました。ロシアは、ウクライナから即時撤退、こういう声を大きくあげていかなければならないと思っています。

さて1項目目の質問ですが、12月に続いて国保税の引き下げについて質問をいたします。12月議会で、今厳しい生活を強いられている自営業者や年金生活者の生活を守るという観点で、引き下げをお願いをいたしました。町長の回答は、基金がたくさんあるからと言って、国保税の引き下げに使う性質のものではない。災害などで国保税を引き上げざるを得ない、こういう時に使う、つま

り激変緩和のために使うべきものなどと回答されました。しかし今新型コロナウイルス感染が世界で蔓延してきたことが引き金となり、消費者物価の引き上げ、これらが次々に行われています。

ウクライナ問題でも、更に物価の引き上げ、電気代・ガス代などの値上げや、ガソリン、この地域に欠かせない車の燃料、ガソリンなどの高騰が生活に大きく響いてきているのではないのでしょうか。又、ウクライナもロシアも農産物、特に小麦などの輸出大国で、これらの影響が何ヶ月出てくるのが十分考えられます。

今、国が行う臨時特別給付金が決まり、阿武町も支給に向けて事務処理がずっと進んでいるはずですが、又、阿武町として町民の生活・事業所を支える、こういう意味で、町民の皆さん全員に、500円券が20枚、計10,000円を支給するという議案が出ています。これに加えて、国保の基金も負担軽減に回すことが出来る財源です。ぜひ軽減を図って頂きたいと思えます。

12月議会の一般質問でも言いましたが、阿武町の国保の基金は、2020年現在で199,480,658円あります。金額だけでいえば山口県の6ある町で3番目です。しかし違う視点から見て、1ヶ月の保険税の何ヶ月分に当たるかという計算をしましたら、阿武町は19市町ある中で断トツの1位、30.4ヶ月分もあります。因みに、2位は美祢市の18ヶ月分、3位が平生町の12.3ヶ月分です。

この基金を是非活用して引き下げを実施して頂きたい。町長は常々、町民の安心安全を図ると言われています。この言葉通り、少しでも町民が安心して生活出来るように、この国保税の面からも引き下げをお願いいたします。

町長の回答をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の1番、米津高明之君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 国保税の引き下げにつきまして、令和3年12月議会の一般質問と同趣旨のご質問ではありますが、ご案内の様に、本町の国民健康保険事業の財政調整基金の残高は、先程ご紹介のあった通りであります。又、この基金残高の推移につきましては、遡ること平成10年度末においては、既に約1億円余りを保有しておりました。その後、高額療養費等の増大による医療給付費の予算不足に伴う基金の取り崩し等も行う中で、一方で、令和元年度末には、6千万円を積んで、現在に至った経緯があります。

こうした中、現在、約2億円近くの基金残高を保有するにいたった背景、並

びに要因につきましては、被保険者の皆さんへの保険給付費等を確保し、安定的な財政運営のために、保険税の高い収納率を堅持しつつ、長きに亘る様々な保健事業への取り組みによって、健康寿命を延ばし、医療費の抑制に努めるなど、長年、保険者と被保険者が一体となって努力してきた結果であると考えているところであり、決して朝一夕に出来あがったものではありません。

従いまして、この基金につきましては、前回お答えいたしましたとおり、高齢化に伴う医療費の増加や、被保険者の減少に伴う保険料収入等の減少により、県に納める、国保事業費納付金が増大することにより、保険税率を引き上げざるを得なくなった場合等において、大幅な上昇を抑制するために、或いは、今後予想される、県内の保険料水準の統1の際に考えられる、国保税の大幅な上昇等の激変緩和のために、しっかりと温存しておかなければならないと考えているところであります。

そうした中で、ここで参考までに、本町の近年の国保税の1世帯当たりの年税額の推移を申し上げますと、平成29年度の15万9千円これがピークでありまして、その後、平成30年度が15万円丁度、令和元年度が13万2千円、令和2年度が12万6千円、令和3年度が11万8千円と毎年下がっておりまして、今年度の1世帯当たりの年税額は、5年前の平成29年度と比較して、4万1千円も軽減されているのが実態であります。そしてこれは、令和元年度以降は、原則として税率を3年間据え置く措置を講じておりまして、税率の上昇を抑制してきたことも大きな要因であると思っております。

なお、新年度、令和4年度は、税率改定の年になりますが、税率決定に重要な要素といたしまして、被保険者の皆さんの所得状況があります。

今、町内の各会場で、令和4年度個人町・県民税の申告相談を受け付けておりますが、これを済ませて5月には、各個人の令和3年中の所得が確定します。

こうした中、ご案内のとおり、令和2年から続く新型コロナの影響により、各産業分野においては、大きな経済的打撃を受けております。

特に、飲食、或いは飲食関連においては、度重なる感染拡大による外出制限や休業要請の影響により、売り上げの減少、雇用や労働時間、賃金等が大きく落ち込んでいるのはご案内のとおりであります。そしてこの事は、他の産業分野におきましても同様であり、色々な産業・分野の区別なく、令和3年中の所得は、大きな落ち込みが予想されるところであります。

ただ一方で、こうした状況であっても、国保税は、保険給付費等の国保事業

に要する必要経費の財源でありますから、県が決定した国保事業費納付金は、当然納めなければなりません。

議員もご案内のとおり、国保税につきましても、毎年度県から納付金額、及び標準保険税率が示される訳であります。こうした中、先程から申し上げますように、現下の状況を考えますと、税率決定にあつては、被保険者の皆さんの所得の状況如何では、納付金の主な財源である国保税の税率の大幅な上昇をお願いせざるを得ないのではないかと危惧しているところでもあります。

又、実際の税率決定は、毎年5月に行う訳であります。試算の結果、1世帯当たりの保険税額が大きく上昇するようであれば、正にその時に、大幅な負担増にならないように、激変緩和のために、財政調整基金を活用することも考えなければならない、その時のお金であります。

何れにいたしましても、国保税の財政調整基金につきましても、私はあくまでも、保険税負担の安定化のためにしっかりと根拠を持って活用するものと考えておりますし、国保事業の健全な運営は、市町村の重要な役割の1つでありまして、税率決定、そして、個々の事情に応じた賦課・徴収のため、今後ともしっかりと現状を分析し、財源確保の見通しを持って対応してまいりたいと思う次第であります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今の町長の答弁にありましたように、2019年度、20年度とずっと下がってきてる、こういう努力は、町がされてる事には敬意を表します。ただ、前回も言いましたように、国保事業の主体が県単位になりまして、今まででしたら町が独自に町長がおっしゃるような激変緩和とかの分で、ある程度の基金を貯めておく、こういう事が必要だったんですけども、今は、その基金を県が貯めている、で激変緩和のためのそのような処理も、県が代わって行うという風になっています。それと、つまり山口県が共同の保険者、こういう風になってまして、19市町を束ねて県の特別会計、こういう大きな財布の中で収支を支えてる、回してるという事ではないでしょうか。何も2億円余りある基金を全部使ってどうこうとは私は要求してません。少なくとも、こういう少しでも生活の改善に役立つようなことをして欲しい、そういう風をお願いしてる訳で、この2011年から2020年までの国保税、阿武町の国保税の歳入と歳出、これの

収支を見ると、平均してこの10年間で5,500万円くらいはプラスになっている。ずっと繰越繰越をされている。町長が言われたように、2018年度では1億円に届くような繰越になったために、2019年度に6,000万円が基金に入れられたと、こういったお金を少し取り崩して頂いて、生活の改善、又、町長が常々言われてる、この町内でお金を回していくためにも、そういう事を是非やって頂きたいという事で、今回もお願いをしています。

今現在、これは2020年度ですけども、保険者の数、世帯じゃなく数が986人、18歳未満の方は69人、これを単純に基金を割ると、1人当たりが20万円以上あるという形になります。先程言われたように、1世帯当たりの税額は12万程ですから、十分いくらか減額して頂いても、町長が言われてる激変緩和、この10年間も起こっていない、たまたまかも分かりませんが、だからといって、今後10年間起こらないとは限らないですけども、その内のいくらかでも、今までの加入者に還元して欲しい、こういう事をお願いをしています。町長の再度の回答をよろしく願います。

○議長 はい、町長。

○町長 言われる意味は良く分かります、趣旨は。ただ、やっぱりこの基金たるものの、繰返しにはなりますけども、今ですね、阿武町の医療費は県下の水準の中での凄く高いんです。もの凄く高い、上から2番目なんですよ、そんだけ高いんです、よ一け使つとるんです。で、令和4年度ですけど、これで税率を見直さないといけません。その時に所得は少ない、お金はたくさん使う、所得はまあ少ないと思われま、当然、そしたらどうい現象が起こる、自明ですよ自明の理ですけど、税率を上げざるを得ないですよ、だから何回も言いますように、私はそれをしたくない、だから今まで15万いくらかあったものが、この辺で4万何ぼも下げてきたけども、今12万の周辺にありますけども、私はなるべく上げたくないですよ、それだけ、せっかく努力して下げてきたものを、上げたくないんです。ですから、その状況をしっかり見させて下さいと、あるからちょっとお願いしますよ、そういう次元じゃないと私は言いたい、ちゃんと科学的に計算して、そして今言う実態として、県下で2番目の高さにあるんですよ、使ってるお金が、そういうものまで判断した時には、そして所得は少ないですよ、そりゃ、そしたらどう考えてみてもですね、方向は分かるじゃないですか、計算したら、これをしたくないんですよ、上げたくない、その気持ちで一生懸命なんです。ですから、最低今ぐらいの水準におきたいと、

そのためには、正にこのお金を活用していきたいと、それを何回も申し上げてる。ですから、今ちょっとこれだけあるから、少しぐらいは使って皆さん喜ばして下さいみたいな、そんな事で考えている訳ではない私は、もう少し先の事まで考えて、そして来年度になってちゃんと所得の積み上げ、色んな事をした中で、やはりそこで判断するのが、正に合理的な判断じゃないでしょうかね、そう思います。以上です。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 町長の言われることも良くわかるんですけども、はたして私の疑問は、本当に町長の計算でいかれて、これだけの金額が必要なのかということとずっと聞いてきたつもりなんですけども、12月では1万円いう金額は出しました。1万円金額を出して減額して頂いたとしても、わずか700万円足らず、それがこの2億円もある基金にどういう風に響いていくか、ちょっとずつと納得いかないという気持ちでした。

まーこれ以上言っても平行線になると思いますので、私の米津からの要望として、是非そういう事も考えて頂きたい、大きく上がるのを防ぐために使って頂く、そういうなのもずっと努力されているというのも私は認めています。更にそういう事もして頂きたい、前回も白松議員の質問にもありましたように、今農業とかかなり厳しい状況になっている状況で、少しでも、やっぱりそういう自営業者とか国保に加盟されている方々に少しでも優しい、町長が言われている安心安全、町民の豊かな生活を支援していくという、そういうお気持ちを少しでも出して頂きたいということをお願いをいたしまして、この件の質問は終わります。

○議長 それでは、1番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○米津議員 それでは2項目目の質問をいたします。奈古、宇田郷地域のデマンド交通システムについてです。

12月議会でも、前向きに検討している。もう指示はその部署に出している、と町長の回答がありました。しかし、話が進んでいってスムーズにいても1年半くらい、実施までにかかるということでした。

地域を回って特に高齢の方からは、「早く実現して欲しい、私の命が持たない、私の目の黒いうちにそういう風なのを利用して欲しい。」というような声

が寄せられています。特に、宇田惣郷地域は、そういうタクシー券も利用出来ない。この奈古でも、もうすぐタクシーが廃止になると聞いています。そこで提案させて頂きたいのが、阿武町に沢山来られて活躍しておられる地域おこし協力隊員、このデマンド交通システムの構築に関して、これをやるということで募集して頂きたい。町長は、地域の方が地域で福賀みたいやらないと長続きしないという事を言われましたが、こういう方が地域に入って頂いて、地域を巻き込んで発足を図れば、町長が今まで言われている心配もなくなるのでは無いかと思っています。先程の事と同じですが、町長が常々言われている、コラムにも広報のコラムにも書いてある「打てば響く、町民の安心・安全と図る・豊かな暮らしを」ということで、早期の実現に向けて、この協力隊員募集をして進めていく、こういう事をやって頂きたいと思います。町長の前向きの良い回答を期待していますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長 ただ今の1番、米津高明之君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 奈古・宇田郷地区のデマンド交通システムについてであります。福賀の地域コミュニティ交通ふくすけ便の取り組みは、地域の小さな困りごとに対して、地域全体で何が出来るか、地域の有志の方々が話し合われて、先ず手始めに、喫緊の課題である「住民の足の確保」に取り組まれたことを発端に、取り組まれたことに端を発していることは、これまで何回も説明してまいりました。

こうした中、新年度に、新たな地域づくり調査研究事業というのを予算化させて頂いておるところであります。福賀地区同様に、奈古地区や宇田郷地区についても、地域課題は沢山ある訳であります。それらに、地域住民自らが取り組み、自らの手で解決するため、話し合いや先進地視察等を行って頂き、機運の醸成を図って行こうとするのもであります。

繰り返しになりますが、福賀の地域コミュニティ交通ふくすけ便の取り組みは、地域の方が、多くの地域課題の中の、当面の最大の課題の高齢者の足の確保に着目して、地域の共助互助という共通認識に立って、「自分たちはここまでやるので、行政もこの部分は支援してくれないか。」ということで始まったものでありまして、ただの交通の利便性の確保とは重みが全く違う、言い換えれば、私は、まちづくりそのものの核心であると思っています。

取りあえず、地域おこし協力隊を活用すれば良いのではないかとありますが、これから先ずっと地域おこし協力隊を利用するというのは、将来の自立が見えませんが、地域おこし協力隊は使い捨てるものではありません、このことについては、何より、地域の課題を自分で解決するというスタンスがないと、これまでと同様の行政任せにややもしてなりかねません。

そうした意味で、先ずは、地域住民が地域課題として取り組み、地域全体とはいっていませんけども、少なくとも良いですから、地域の思いのある人が、思いのある人自らが、自分事として動く様にしないと、いくら体制を整えても、人材も地域の協力も得られない、つまり、運転手のなり手もなく、一方で存続のために少しでも収益を上げるよう、みんなが協力して利用して協力するという風な機運もなく、利用者がいない状態になっていくことが想定される訳です。何はともあれ、町としても、なるべく早い時期にふくすけ便の様な、新たなデマンド交通が欲しいという思いは、十分理解している訳でありますから、新年度において、新たな地域づくり調査研究事業にしっかりと取り組む中で、地域住民と一体となって、そして、地域の地道な話し合いが重ねられるように、しっかりとサポートをしてまいりたいと思っております。以上で、答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 地域おこし協力隊員を、何も使い捨てにするという風な気持ちでは言っていません。要するにこの方が、例えばこの方が来られたとして、中心になって引っ張っていくんじゃなくて、何かのきっかけを作る、そういう風な事で私は思ってるんですけども、だから、そのどンドンこの方が来てずーっと走っていくんじゃなくて、地域に入って色々な事を地域の方と一緒に考えて、そのきっかけ作りをしていく、今そういう方が出てこない、いつまでたっても町長が言われるような事であれば、その手を挙げる方、色々な方が集まって、福賀みたいに集まってやろうという方が出てこなければ、ずーっとそのままになる様な気がしてます。だから、きっかけ作りとして、こういう方を入れて頂いて、町長が言われてたように、3地域をまとめていく、1つにしていくという風に言われたと思います。だから、そういうなの構築も将来の視野に入れていく、その中心になってそういう風な事も考えていくというような感じで、是非

入れて採用して欲しいという希望です。

○議長 町長。

○町長 ちょっと地域おこし協力隊の事が出ましたから、地域おこし協力隊というのは、どういう使命を持っているかというのは、最終的な着地点は地域に対する定住です。定住を目的に、我々は3年間のミッションを、まあ1年更新ですけど、1年毎にミッションがありますけど、だいたい3年間同じテーマについてやって頂く、そしてその中で1日間はその内の1日は、起業のための1日という風な言葉を使ってますけど、自分で自分の3年後にちゃんとそこでソフトランディング出来るように、自分の新たな定住する時の仕事出来るように、或いは途中始めて、片方でミッションをやりながら定住に備える、そういうことなんです。ですから、これを例えば車の運転業務に使うとか、じゃその人終わったらどうするんですかという、自分の定住のための準備をして、或いは、自分がその定住した時のための色んな仕事をやっていく、そういう事が出来ない、だから使い捨てじゃないと言うんですよ。私たちは、最終目的はそこに定住して頂く、それが地域おこし協力隊はそのことをちゃんと理解した上で来ているんです、ここへ、阿武町に最終的には定住するという意思を持って来ているんですよ。たまたま3年間どこかに行くというのではないんです、彼らは。それだけの強い意志を持って来ているんです。ですから、その人たちが、3年後にちゃんとここで暮らしていけるように仕向けていってあげないといけない、だから運転手が出来ますでしょ、そういう事と一緒にして欲しくないなという気がします。ですから使い捨てじゃないというんです。

そういう中で、やっぱり今のような感じですね、福賀だって初めからそういう人がおった訳じゃ無いんですよ。色んな話し合いの中で、福賀であれ、奈古であれ、宇田であれですね、地域の中でですね、地域がこのままではいけないと思っている人は沢山いると思うんです、沢山いる。その中の何人かが手をあげた、よしやってくれじゃ無しに、じゃやれるところからやろうとしたのが福賀の例です。正に、これこそが本当住民自治のそのものです。それを私たちは、「はい足の確保です。」とばっってお金を出せば出来ますよ、でもそれじゃ続かんでしょ、人口は少なくなっていく、高齢化はしていく、でも地域の人たちは自分たちで出来るところはやろうじゃないか、お互いに助け合おうじゃないか、共助互助それをやっていこうじゃないかという成功例が今福賀にある、良い例があるんです。その時に皆おった訳ではないんですよ。はじめからそう

いう人たちは、色々な話し合いの中で出てきたんです、これなら俺が出来る、それをやっていくことで、地域の力自体が上がっていく、単純に足の確保が出来ましたとか、でもそんなもんじゃない町づくりは、特に小さな町づくりというのは、自分たちでやっていく、それで出来ないところは行政に助けてねと、これが本来の姿じゃないかなと思うんです。その前の段階を分からずにおって、答だけ求めても、それは私は何かおかしいなと思います。やっぱりまずは自分たちでやってみようじゃないか、出来る者は手を挙げてくれんか、そこから始めるべきなんです、町づくりは、それを今回やりたいので、予算化もさせて頂いて、例えば福賀へ行ってお話を聞いてみる、又、他のところでも福賀が参考にした場所もあります。そういうところへ行って話を聞いてみる、そういう事をして、皆がその気になって、先程も申しましたように、こんなのが出来た、本当は家族が連れて行ってくれるけど、でもこれは続けていかなくちやいけないから、3回に1回は乗ってあげようはおかしいけど、乗って使ってみようじゃないか、とかお互いに助け合いですよね、そういう気持ちが皆で出来てこないと本当に町づくりにならんし、要求ばかりする町づくりになる。私は思います。その意味も含めて、来年度予算として予算組んで、審議して頂くようになってますけど、そういう事で1年くらいはかかるだろう、更にこのことについては、単純にはいやりますという事にならない、地域公共交通会議という、ちゃんと法に基づいた会議の上で陸運局に認可して頂いて、関係者との協議が全部整わなければならない訳ですから、通常の場合はバス事業年度は10月に始まって9月に終わるんですけど、バス事業年度は通常の会計年度とは半年ずれてますんで、ですから1年半くらいかかるんじゃないでしょうかと、そういう事を前回も申し上げてた。私の考えはそんなところですよ。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 町長の言われることもよく分かりました。是非とも出前トークみたいな形で、色んなところへ、宇田とか惣郷とか、奈古もそうですけど出かけて行ってそういう風な話を是非やって頂きたいというのをお願いをして、この質問は終わります。

○議長 それでは続いて3項目目の質問を許します。ご登壇下さい。

○米津議員 それでは3項目目の質問、風力発電について、再び町長の回答を

よろしく願いをいたします。

この前の12日にもそういう加盟の伝達式みたいなのが道の駅のキャンプ場のオープンの時にありましたけども、阿武町が日本で最も美しい村連合に加盟がこの度認められました。このことは大変喜ばしい、嬉しいことだと私も思っています。しかし疑問に思っているのは、この加盟出来たことと、風力発電が造られることは相反することではないかと私は考えます。

日本で最も美しい村連合に加盟している町村地域は、2度と失ってはいけない風景や・伝統・文化を守っていく活動をしていくとされています。加盟後も5年ごとに審査があり、このことでもずっと加盟が持続して出来るように、風力発電には慎重にも慎重を期して判断をして頂きたい、ということをお願いをいたします。

今現在、環境影響評価の現地調査が、今年の11月迄の予定で行われています。地域を回って色々な方から話を伺いますが、この風力発電、阿武の風力発電計画に対する関心がすごく薄いと感じてます。一端決まって設置されれば、これの良し悪しは別として、20年間は最低この風力発電と付き合うことになります。説明は事業者が行うものと、町長は言われてきましたが、事業者は自分たちに都合の悪いことは基本言わないと思うんですね。それと、町長は常々前回も発言回答されましたけども、考えはニュートラルと言われています。又、最新の知見で判断とも言われています。

そこで風力発電とは何か、どんなものなのか、こういう事を公平な目を見たメリットデメリットをきちんと町民に知らせて行って欲しい、これが町長の責務ではないかと私は思っています。

広報に載せたり、色々な方法があると思います。是非こういう事を行って頂きたい、町長の回答よろしく願いをいたします。

○議長 ただ今の1番、米津高明之君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 風力発電について、大きく2点のご質問であります。先ず1点目の、日本で最も美しい村連合への加盟と、風力発電施設の関係性であります。実は、昨年12月2日、3日と現地審査の際に、このことについては私も気になりますので、そこらあたりについて、今回そういった計画があることも、率直に資格審査委員の方にお話しをいたしましたし、たまたまではありますが、資格審査委員長は、おばあちゃんの「葉っぱビジネス」とか「ゼロ・ウェイスト

」で有名な、徳島県上勝町長でありますので、まちづくり推進課長に、資格委員の皆さんとのZOOMミーティングの際にも確認をさせていただきました。因みに、上勝町にも風力発電所はあります。そして、その回答として日本で最も美しい村連合の取り組みは、人の営みの結果として、その美観が保たれていることが重要であって、この中には、人の暮らしに有用な建造物等との共存もあるとの見解であります。

米津議員の言われ方であれば、例えば、山肌を大きく削り、地山に大きなトンネルを掘る、巨大なコンクリートの建造物である高速道路なども妨げとなるということにもなりますし、それをグロテスクといわれる方の考えをそのまま受け入れるとするならば、大きな風車は景観を損なうという言い方もあるのかも知れませんが、特に阿武町の場合は、景観的な影響は場所的に少ないところのようでありまして、仮に設置されたとしても、加盟資格に何の問題はないとの回答を得たところでありまして。

次に2点目の、風力発電所のメリットデメリットの広報への発表についてであります。これは前から申し上げているとおり、現在、経済性を測るための風況調査が行われており、また一方で、健康被害や環境被害の影響などの、環境アセスメントの調査も実施中でありまして。

従って、一般論としてのメリットデメリットは、巷ではそれぞれ色々と言われておりますが、本などにも書かれていることは十分承知しておりますが、以前から申し上げておりますとおり、行政が発表する以上、しっかりと科学的な根拠、或いは知見をもってするべきだと思っておりますので、今はその段階に至っていないという判断であります。

又、最終的な町としての是非の判断については、これらの数字が見えてきて、そして、それをしっかりと吟味し、総合的に判断した上でしたいと思っております。これは以前から申し上げているとおりであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今の回答でしたら、広報とかに載せることは出来ない、という風に私はとったんですけども、今現在分かっていることで、町民の方に対しての重要な判断材料を与えるという、知ってもらうという、賛成反対は別です、そ

の個々の町民の方が判断すればいいことで、そういう指針となるようなそういうなのを示して欲しいという事をお願いをしています。

先程も言いましたように、町長は、町づくり懇談会や各種団体グループ等のカジュアルトークをどんどんやっていきたいとおっしゃってましたが、この風力についても、そういうところで、どんどん、先程も言いましたように、反対してるとか賛成してるとかそんなんじゃないくて、こんいものですよということを町民の方に分かるようにして欲しい。

それと、山の大部分上に出来る訳ですから、景観にあまり影響はないと言われればそうかも分かりませんが、この美しい村連合に私はちょっと問い合わせをしたんですけども、ここの事務局もかなりこういう事に関しては悩まれているというか、これといったこうしなさいというのが無いみたいで、向こうの方が言われてるのは、再生可能エネルギーを全てを否定することは出来ませんが、町にて条例や規則をつくり、地域の景観を乱さず守って頂きたい、こういう事をして欲しいという事をお伝えしています、という回答をもらいました。だから村連合の方も、こうしなさいとか、こうでないとダメというのは無いみたいですけども、出来るだけせつかくの名前どおり美しい村なんですから、先程も言われたように、基本的には木与防災道路、あれは大義名分があると私に言い聞かせて、納得させているんですけども、あれもかなり、阿武町にとっては、通行止めを防げるということに対してはOKですけども、景観で言えば、すごくマイナスかなあという捉え方をしています。

ですから、是非そういう意味でも、今時点での考えとかそういうので結構ですから、発信をして欲しいと、全部終わってからでは遅いと思うんですね、この環境影響調査とか色んなことが、だから今のうちに、それが終わるまでに町民の方にこういうことですよというのを是非知らせていって欲しいと、そういうのをお願いをいたします。

○議長 はい町長。

○町長 今の判断材料を皆さんに知らせて下さいよというお話ですけども、先程も申しましたけども、巷で言われておる色々な、所謂賛成派の方、所謂反対派の方が言われている色々な根拠のような事は、色々な書物とかにも書いてありますから承知しておりますけども、それを町が皆様方に広報するという事は全くおかしな話であって、町は町としてちゃんとした根拠を持って示すべきであって、どこそこの学生さんがこういう事を言われました、はい、これがメリ

ットです、デメリットでありますという風な事を私はするべきではないし、ちゃんとした根拠に基づいて皆さんにお示しする、判断材料をお示しする、という事が大事かなという風に思います。

それと景観っていうのもですね、これも先程例えば高速道路、これは確かに自然の中に大きなコンクリートの建造物が出来る、山のどてっ腹に穴を空けていく、法は切るということで、今ありますけども、しかしそれが無くて我が国の経済は成り立つのでしょうか、我々の暮らしの利便性、或いは、ですから開発というのとですね、自然破壊というのが何か一緒くたにして物事を考えてらっしゃいますけど、何でもかんでも一部削り取ったらそれはもう自然破壊だと、いう風な何か先入観があるようですけども、やっぱり我々は、そういったものも一部は許容しながら、やっていかないと正に暮らしていけない訳ですから、そのところがどこらへんにあるかという事は、もちろんありますけどね程度問題は、けどもそこはある程度ものは許容せざるを得ないし、許容していくべきだと、そして景観というのは、これは全く主観的な問題であると思います。今も高速道路そのものが、もうこれは自然破壊だというそういう判断もあるし、でも最低限必要ですよ、ですからこの辺は皆さんで許容していきましょよ、その代わりそれを造る時には、水の流れであつたり、色んなものを最低限許容出来る範囲で色んな努力をし、色んな工法で色んな技術的な工法を使って最低限にしましょよ、とやっていかなきゃ我々の文明生活はやっていけないじゃないですか、そして例えば今の風車であっても、それを人によっては、自然エネルギーを使っている1つの証、ステイタスであるとみられる方もいらっしゃる。片方で、あれはすこくグロテスクですと言われる方も、色々主観的におられます。オランダに行ったら大きな風車がありますよ、30メートルもある風車が、あれが何百年も前にグロテスクなものだったかもしれません。でもそれは生活に役立つために、ちゃんと皆さんの風車をまわして、要するに動力として、水をくみ上げて、低い土地から水をくみ上げてるから国土がある訳でしょう、ですから見方ですよ本当に、初めからこれはダメだとか、そうやなしに、ちゃんと我々が少なくとも行政が、皆さん方に発信する以上は、根拠に基づいた科学的なものに基づいて、皆さん方にお示ししないと、主観的なものの見方をしたものの一論評をとって、お示しするのは、これは乱暴な話だという風に思います。ですから、今現在で、皆様方にこういうもので、メリットデメリットとして広報とかに載せてお示しするようなものは、今現在では私は予定

をしておりません。その先で色んなものが出てきた暁には、判断材料として皆様には当然お示しするべきだという風に思います。以上です。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 是非とも早い時点でそういう判断をして頂きたいという事をお願いをします。それと、これはちょっと話が横にずれるかも知りませんが、これは回答は結構なんですけども、風力発電を造るということは、阿武町に色んな税制面とかそういうのでお金が入るんですけども、反対にこれはちょっと耳に置いておいて頂いたらいいんですけど、この阿武地域の山林を守る、そういう山林をもっておられる方のそういう方の生活の応援という意味でも、是非とも木材チップの発電所、それもそのでっかい発電所を造るんじゃなくて、例えば福賀に1つ、奈古地域に1つ、宇田郷地域に1つ造って頂いて、その地域の電力は全部それで賄うと、そういう風にして頂けると、その会社はどうかと言われたら、広く町民に募って資本を出して頂く。そうすると、お金も全部地域でまわる、それと大災害があった時でも、例えば大きな災害があると、1つの電柱1つの何かの倒れたりすると、大停電が大きく広がります。そういう事も防げる、こういう事を是非やって頂きたいと、やって頂きたいというか、頭の隅にちょっと置いておいて頂きたいなど。

実際、岡山県の真庭市ではそういう事をやっています。是非とも、こういう事もあるという事を、まあ町長のことですから、そんな事は知ってるという回答かも知りませんが、是非とも、そういう事もよろしく願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 答弁いいですか。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。1同礼、お疲れさまでした。

散会 13時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **西 村 容 子**

阿武町議会議員 **松 田 穰**